

店頭外国為替取引説明書

平成 22 年 9 月 第 16 版



本説明書は、株式会社FXトレード・フィナンシャル（以下「当社」という。）が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、当社がお客様との間で店頭外国為替証拠金取引（以下、本説明書において「**外国為替証拠金取引**」という。）及び店頭外国為替オプション取引（以下、本説明書において「**通貨オプション取引**」という。）を内容とする契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。

「外国為替証拠金取引」及び「通貨オプション取引」をされるにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

当社の外国為替証拠金取引及び通貨オプション取引は、金融商品取引法第2条第22項第1号及び同項第3号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引（以下、本説明書において「**外国為替取引**」という。）です。外国為替取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。

外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引であり、元本保証をする取引ではなく、また損失額が預託した証拠金を上回る場合もあります。

通貨オプション取引も、少ない投資資金で大きな金額を取引することから、大きな利益が得られることもある反面、投資資金の全額を失う場合もあります。

お客様におかれましては、外国為替取引を開始する場合又は継続して行う場合、事前に、本説明書を熟読され、本説明書のみでなく取引の仕組みやリスクについて十分に研究しご理解いただいた上で、ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合のみ、自己の責任においてお取引されますようお願いいたします。

目 次

【店頭外国為替取引説明書】

目次

1. 「外国為替取引」のリスク等重要事項について	1
2. 金融商品取引業者の外国為替取引行為に関する禁止行為	6
3. 勧誘方針	8
4. 当社への連絡方法	8
5. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要	9
6. 「外国為替取引」の概要	11
1. 「外国為替取引」の概要	11
2. 証拠金の入出金及び資金の受け払い	12
3. お客様の同意を得て行うべき事項	14
4. 益金に係る税金	14
5. 【オートFX】について	15
7. 店頭外国為替取引「取引要綱」	17
【1】店頭外国為替証拠金取引【高速FX】【オートFX】について	17
【2】店頭外国為替オプション取引【HIGH・LOW】について	26
8. 店頭外国為替取引「用語集」	33
1. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	33
2. 通貨オプション取引に関する主要な用語	37

【付属添付書類】

- 外国為替取引約款
- インターネット取引規則
- 顧客区分管理信託概要
- オートFX利用規約
- インディ・パ株式会社「オートFXプレミアムラウンジ利用規約」

1. 「外国為替取引」のリスク等重要事項について

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引（以下「外国為替証拠金取引」という。）及び店頭外国為替オプション取引（以下、「通貨オプション取引」という。）は、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令が適用される通貨関連店頭デリバティブ取引（以下、「外国為替取引」という。）です。下記記載事項は、外国為替取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社での取引をご検討頂くにあたっては、必ず事前に本説明書をよくお読みになり、本書の内容を十分にご理解ください

1. 外国為替取引【高速FX】【オートFX】【HIGH・LOW】はハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本保証はありません。外国為替取引においては、取引対象である通貨の価格の変動により損失が発生することがあります。
2. 外国為替証拠金取引【高速FX】【オートFX】は、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
3. 通貨オプション取引【HIGH・LOW】は、お客様が当社に所定のプレミアム（オプション料）を支払ってオプションを購入する取引で、将来の一定時点の為替レートが購入時の為替レートと比してそれ以上か以下かを予想し、その結果がお客様の予想通りとなった場合は所定のペイアウトを受取ることができ、予想が外れた場合は購入したオプションが無価値となる取引です。したがってお客様の最大損失額はお客様が支払ったプレミアムの範囲内となり、お客様は短期間で利益を得ることもありますが投資資金の全額を失う可能性があります。
4. 各国の金利水準は、時として大きく変動することがあります。外国為替証拠金取引において取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。
5. 相場状況の急変により、ビッド価格（お客様の売付価格）とオファー価格（お客様の買付価格）のスプレッド幅が広くなったり、意図した外国為替証拠金取引ができなかったりする可能性があります。
6. 取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
7. 取引に係るリスクに関する事項：上記 1～6 のほかに外国為替取引に係るリスクとして下記（1）～（6）のリスクがあります。

(1) 価格変動のリスク

- ① 外国為替取引は、対象通貨にかかる外国為替市場の変動及び、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ② 外国為替証拠金取引は、取引金額（想定元本）がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、外国為替相場の変動がお客様の損益

に与える影響は、証拠金と取引額の倍率にしたがって大きく増幅されます。したがって、外国為替市場の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。損失額は預託された証拠金額を超えることもあります。

(2) 金利変動リスク

外国為替取引は2国間の金利変動により、直物レートは大きく変動することがあります。また直物レートのみならず、金利の変動は外国為替証拠金取引に係る日々のスワップポイントにも影響します。

(3) 信用リスク

- ① 外国為替取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ② お客様から預託を受けた証拠金は、法令に従い、当社の自己の資金とは分別して管理いたしますが、公的保護の対象ではないため、当社及び取引先銀行等の信用状況の悪化により、証拠金その他の顧客資金の返還が困難になることで、損失を被るおそれがあります。

(4) 週末・指標発表前後等のスリッページについて

- ① 週末における、天変地異、戦争、テロ又は、重要な国際会議やイベントの開催により翌週の外国為替市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな相場変動があることも考えられます。このような市場下においてはスリッページが発生することがありますのでご注意ください。
- ② 外国為替市場では翌週の始値が前週の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、外国為替証拠金取引において、仮にストップ注文を入れていても、注文レートから大きく乖離したレートで取引が実行される場合があります。
- ③ 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時は、外国為替証拠金取引において、ストップ注文価格と成立価格にずれが生じる場合があります。

(5) 流動性リスク

- ① 外国為替市場は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ② 外国為替証拠金取引において、外国為替市場の変動によってお客様の保有するポジションを決済することや、あるいは新たにポジションを作ることが困難となる可能性があります。
- ③ 通貨オプション取引において、外国為替市場の変動によってお客様があらたにオプションを買い付けることが困難になる可能性があります。
- ④ 戦争、事変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合にはお客様のお取引が困難あるいは不可能となる場合があります。

(6) 電子取引（インターネット取引）のリスク

- ① 当社の外国為替取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、電子

- 取引に伴うリスクがあります。
- ② お客様が所有する通信回線及びシステム機器、又は第三者が所有する通信回線及びシステム機器に異常・障害が発生した場合には、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
 - ③ 当社が所有する通信回線及びシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の喪失などのリスクが発生します。
 - ④ 電子取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合等、意図しないレートで取引が成立してしまうことがあります。
 - ⑤ 当社の外国為替取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、又は窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。
8. 外国為替証拠金取引【**高速FX**】【**オートFX**】に関して、新規注文（注文訂正を含む）の際、取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）における証拠金が、法令等で定める証拠金率に満たない場合、又は、当社の定める水準に満たない場合、出された新規注文は受け付けられません。
 9. 外国為替証拠金取引【**高速FX**】【**オートFX**】に関して、お客様の「証拠金維持率」が当社の定める水準を下回った場合、又は当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、お客様の口座全体の証拠金率が法令等で定める額又は当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座内の未決済のポジションを強制的に決済（ロスカット）します。詳しくは、「7.店頭外国為替取引「取引要綱」【1】店頭外国為替証拠金取引【**高速FX**】【**オートFX**】について「10.証拠金」及び「11.ロスカット」をご参照下さい。）但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
 10. 外国為替取引【**高速FX**】【**オートFX**】【**HIGH・LOW**】の取引手数料は無料です。したがって、取引時にお客様と当社が合意したレートがそのまま約定レートとなります。但し、今後、取引手数料は変更される場合があります。
 11. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
 12. 外国為替取引【**高速FX**】【**オートFX**】【**HIGH・LOW**】は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。また、通貨オプション取引については、当社の信用状況により、ペイアウトが実行されない可能性があり、その場合にはお客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行う外国為替取引から独立した取引です。したがっ

て、下記のカバー取引先は、お客様が行う外国為替取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、下記カバー取引先は、お客様が当社と行う外国為替取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

【カバー取引先】（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

シティバンク：Citibank N.A., London

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

JP モルガン・チェース銀行

銀行業：米国（米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会）

ドイツ銀行：Deutsche Bank AG London

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

バークレイズ・バンク・ピーエルシー：Barclays Bank PLC

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

サクソ・バンク：Saxo Bank A/S

銀行業：デンマーク（デンマーク金融庁）

コメルツ銀行

銀行業：ドイツ（ドイツ連邦金融監督局）

ODL JAPAN

証券業：日本（金融庁）

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・イー

銀行業：米国（米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会）

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド

金融商品取引業：米国（米国証券取引委員会・米国商品先物取引委員会及び、米国連邦準備制度理事会）

クレディ・アグリコル銀行

銀行業：フランス（フランス金融監督庁、フランス中央銀行）

株式会社FXCMジャパン

金融商品取引業：日本（金融庁）

セントラル短資FX株式会社

金融商品取引業：日本（金融庁）

13. 外国為替取引【高速FX】【オートFX】【HIGH・LOW】を行うためにお客様から預託を受けた証拠金等（実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減算した金額を

含む。)の資産(純資産)については、金融商品取引法及びその関係法令等の定めに従い、その全額(内閣府令第143条の2第1項第6号に定める個別顧客区分管理金額)がDB信託株式会社(以下「信託会社」という。)の顧客区分管理信託のための信託金銭保管口座(以下「信託口座」という。)において、当社の自己の固有財産と明確に区分して保全・管理されます。

14. お客様から、当社が指定する証拠金振込先銀行(三井住友銀行、みずほ銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、三菱東京UFJ銀行、住信SBI銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行)の預託証拠金専用口座(普通預金口座。以下「証拠金口座」という。)にお振込みいただいた証拠金については、お客様が当社にお持ちの取引口座においてお客様の資産としてその全額が速やかに追加されます。
15. 当社が自己の固有財産と区分して管理する金額(顧客区分管理金額)は、本邦銀行の営業日における日本時間午前7時(ニューヨークが夏時間の場合は午前6時)を計算(値洗い)の基準時点として算出し、その金額を、当該基準時点が属する日(計算日)における顧客区分管理必要額といたします。当社は、信託口座で管理される信託財産の元本評価額が、当該顧客区分管理必要額に満たない場合、その不足額を計算日の翌日(本邦銀行の休業日を除く。)から起算して2営業日以内に信託財産に追加いたします。但し、証拠金が証拠金口座に入金されてから信託会社の信託口座に振替えるまでの間は信託保全の対象とはなっていないため、上記の証拠金振込先銀行、当社の業務又は財産の状況が悪化した場合、お客様が損失を被る可能性があります。
16. 信託保全は当社が取り扱う外国為替証拠金取引の元本及び通貨オプション取引の投資資金を保証するものではありません。また、信託会社は、当社から信託された資金の管理のみを行い、当社又は受益者代理人の監督又は選任につき責任を負うものではありません。信託保全された資金の返還手続きについては、受益者代理人が受益者であるお客様に代わってこれを行い、お客様は信託会社に対して資金等の支払いを直接請求することはできません。
17. 上記1～16は、当社の扱う外国為替証拠金取引及び通貨オプション取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、外国為替取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

2. 金融商品取引業者の外国為替取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした「店頭外国為替証拠金取引」及び「店頭外国為替オプション取引」（以下、これら2つの取引を「外国為替取引」といいます。）又は顧客のために外国為替取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「外国為替取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 外国為替取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外国為替取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる
こと
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替取引契約の締結を勧誘すること
- c. 外国為替取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問したり電話をかけたりすることによる外国為替取引契約の締結の勧誘をすること（但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 外国為替取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること
- e. 外国為替取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をすること、又は勧誘を受けた顧客が当該外国為替取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること
- f. 外国為替取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘すること
- g. 外国為替取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部もしくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させること
- h. 外国為替取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させること
- i. 外国為替取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をし

ないこと

- k. 外国為替取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること
- l. 外国為替取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 外国為替取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行もしくは脅迫をすること
- n. 外国為替取引契約に基づく外国為替取引行為をすることその他の当該外国為替取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
- o. 外国為替取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること
- p. 外国為替取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替取引をすること
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替取引をすること
- s. 外国為替取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらにしたがって、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成 22 年 8 月 1 日以降は想定元本の 2%、平成 23 年 8 月 1 日以降は同じく 4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

3. 勧誘方針

当社は、外国為替取引【高速FX】【オートFX】【HIGH・LOW】の勧誘にあたり、お客様の信頼を確保することを第一義とし、「金融商品取引法」及びその他関係法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り勧誘を行ってまいります。

1. 当社は、お客さまの知識、取引経験、資力等を十分把握したうえでお客様の意向と実情に即した投資勧誘に努めます。なお、「適合性の原則」等に則り、お取引をお受けできない場合もございますのでご注意ください。
2. 当社は、勧誘にあたっては、常にお客さまの信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客さま本位の投資勧誘に徹します。
3. 当社においては、お客さまのご自身の判断と責任において行われるよう、その商品内容や、リスクの説明等、適切な情報提供に努めます。
4. 当社においては、インターネット WEB サイト、新聞雑誌などへの広告掲載による勧誘を原則とし、電話や訪問による不招請の電話や訪問による勧誘はいたしません。
5. 当社においては、金融商品取引法及び関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

4. 当社への連絡方法

当社の外国為替取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

【連絡先】

- ・ 電話番号：0120-445-435（フリーダイヤル）
- ・ E メールアドレス：support@fxtrade.co.jp
- ・ ホームページ：http://www.fxtrade.co.jp

5. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1) 商号 | 株式会社 FX トレード・フィナンシャル
FXTrade Financial Co., Ltd. |
| 2) 業種 | 第一種金融商品取引業 |
| 3) 登録番号 | 関東財務局長（金商）第 258 号 |
| 4) 本店所在地 | 〒108-0014 東京都港区芝 5-31-16 |
| 5) 設立年月日 | 平成 18 年（2006 年）6 月 14 日 |
| 6) 資本金 | 3 億 5000 万円（平成 22 年 8 月 1 日現在） |
| 7) 主要株主 | F X トレード・ホールディングス株式会社（100%） |
| 6) 主な事業 | インターネットを介したオンライン外国為替取引の提供 |
| 7) 兼業業務 | 通貨関連店頭デリバティブ取引専業（平成 22 年 8 月 1 日現在） |
| 8) 役員構成 | 代表取締役 鶴 泰治
取 締 役 太田 順也
取 締 役 小林 彰彦
監 査 役 笠井 隆司 |
| 9) 加入している
協会及び認定
投資者保護団体等 | 社団法人金融先物取引業協会（会員番号：1570 号） |
| 10) 沿革 | |
| 2006 年 6 月 | I7Iックスフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。 |
| 2006 年 11 月 | 本店を港区六本木に移転。 |
| 2007 年 3 月 | 金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第 174 号） |
| 2007 年 4 月 | 営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。 |
| 2007 年 9 月 | 第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第 258 号） |
| 2007 年 10 月 | サクソ銀行のホワイトラベル業者として相対業務へ移行。 |

【店頭外国為替取引説明書】

FXTF-Y2-016

- 2008年5月 FXTrade PTE を割当先とする第三者割当増資 2500 万円実施。
(増資後資本金 1 億 6850 万円)
- 2008年7月 FX FOUR HOLDINGS LIMITED が保有する全株を FX トレード・ホールディングス合同会社 (旧合同会社ティー・アンド・オー。「FXT LLC」と略称。) が取得、さらに第三者割当増資 8150 万円 (増資後資本金 2 億 5000 万円) を引受け、FXT LLC が経営権を取得。
- 2008年8月 社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。代表取締役社長に鶴泰治就任。
- 2008年9月 FXTrade PTE が保有する全株を FXT LLC に譲渡、FXT LLC が当社を完全子会社化。
- 2008年10月 FXT LLC を割当先とする第三者割当増資 2 億円実施
(増資後資本金 4 億 5000 万円)。
24 時間取引可能な「FX トレード」サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。
- 2009年3月 財務の健全化を目的に累損一掃のための減資 2 億円 (減資後資本金 2 億 5000 万円) を実施、同時に FX トレード・ホールディングス合同会社を割当先とする第三者割当増資 1 億円実施 (増資後資本金 3 億 5000 万円)。
- 2010年1月 改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀行から DB 信託株式会社に変更。
- 2010年7月 株式会社マツキャピタルマネージメントとの共同開発により売買支援サービス「マツ F X T F 方程式」をリリース。
- 2010年8月 親会社 F X トレード・ホールディングスが合同会社から株式会社に形態変更。
- 2010年8月 店頭外国為替オプション取引バイナリーオプション【HIGH・LOW】サービスの取扱を開始。
現在に至る。

6. 「外国為替取引」の概要

1. 「外国為替取引」の概要

当社が行う金融商品取引業は、「外国為替証拠金取引」及び「通貨オプション取引」であり、金融商品取引法第2条第22項第1号及び同項第3号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第4項に規定する「通貨関連店頭デリバティブ取引（本説明書では「外国為替取引」という。）」に該当します。

① 取扱商品名及び商品の概要

■ 「外国為替証拠金取引」

【高速FX】

当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいい、お客様ご自身が手動により行う取引

【オートFX】

当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいい、予め同意いただいたオートFX利用規約の規定に従い、お客様が選択したシステムにより機械的に行う自動取引

■ 「通貨オプション取引」

【HIGH・LOW】

当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替オプション取引

② 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の資産の状況・経験・投資目的等の事項を考慮し、適合性原則に則り口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に速やかに口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承ください。また、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすることができませんので、その旨ご了承ください。

③ 取引口座

当社でお取引いただくためには、「外国為替口座」を開設していただく必要があります。「外国為替口座」にはデフォルト口座としての【高速FX】用の「FXトレード口座」に加えて、オプション口座としての【オートFX】用の「オートFX口座」及び【HIGH・LOW】用の「通貨オプション口座」があります。（次表参照）

取引口座の概要

取引口座	外国為替口座		
	【高速FX】 FXトレード口座	【オートFX】 オートFX口座	【HIGH・LOW】 通貨オプション口座
	デフォルト口座	オプション口座	
	口座開設時に有効化されている口座。	口座開設時には、有効化されておらずデフォルト口座開設後にお客様ご自身の希望により有効化される口座。	
証拠金の入出金	銀行振込	取引口座振替のみ可	
	お客様から当社への証拠金の預託は全てデフォルト口座「FXトレード口座」を通じて行っていただきます。オプション口座「オートFX口座」「通貨オプション口座」への入出金の方法等については、「2. 証拠金の入出金及び資金の受け払い」でご確認下さい。		

④ 取引の概要及び方法

本説明書【 7.店頭外国為替取引「取引要綱」 】をご参照ください。

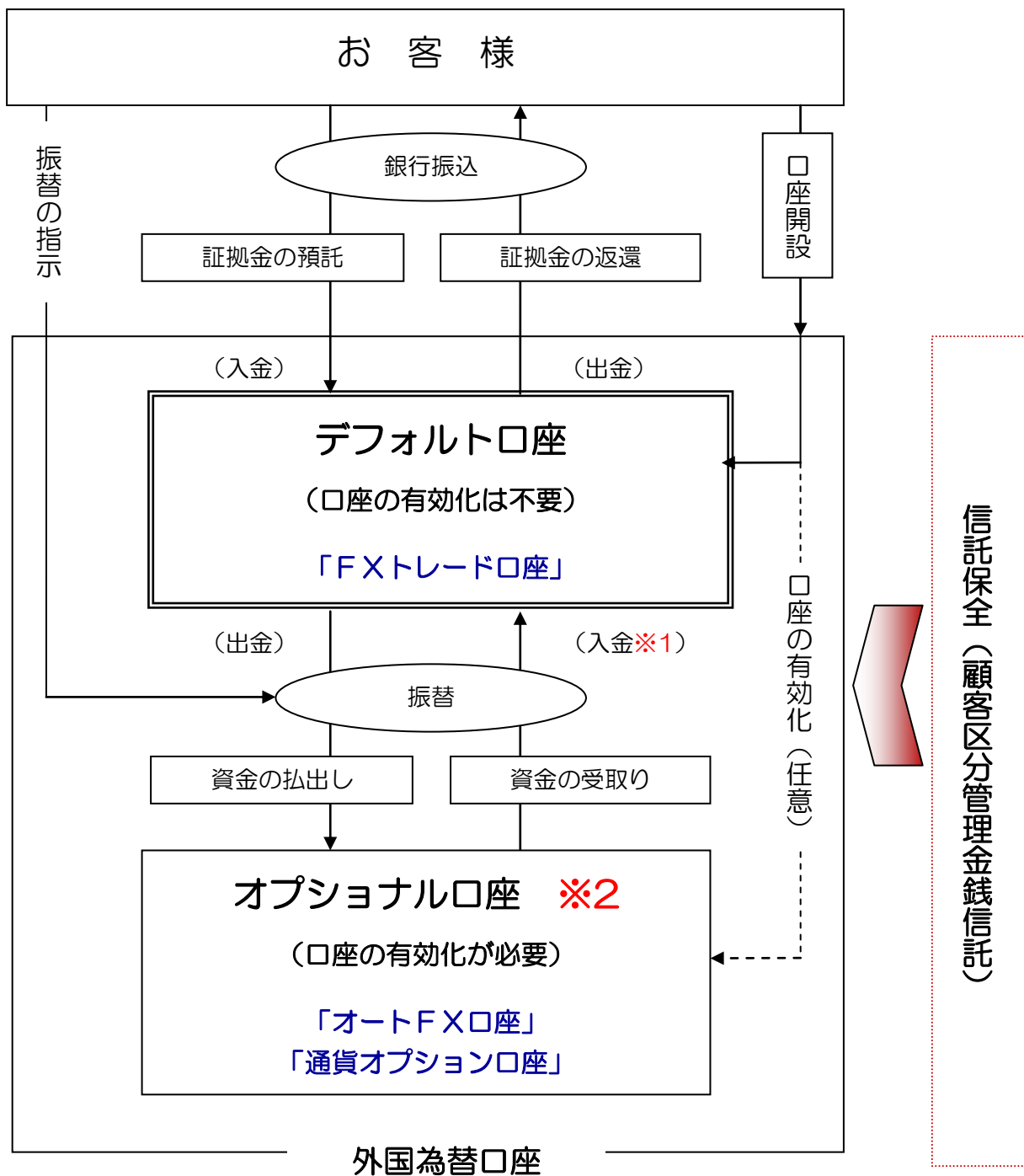
⑤ 信託保全

お客様が【高速FX】【オートFX】【HIGH・LOW】を行うために当社に預託した証拠金等の全ての資産につきましては、DB信託株式会社を通じて信託保全されています。

顧客区分管理信託契約の内容等につきましては、本説明書の【付属添付資料】「顧客区分管理信託概要」をご参照下さい。

2. 証拠金の入出金及び資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託及び当社からお客様への証拠金の返還につきましては、デフォルト口座である「FXトレード口座」を通じて行います。オプション口座「オートFX口座」及び「通貨オプション口座」の資金の受け払いはデフォルト口座「FXトレード口座」との口座間振替により行うことができます（次図をご参照ください）。



※1 口座振替は1円以上1円単位で行うことができ、「通貨オプション口座」から「FXトレード口座」への振替入金の場合のみ1日（正午から翌日正午迄）当たり200万円までとなっていますが、それ以外のケースでは特に制限はありません。

※2 オプション口座「オートFX口座」と「通貨オプション口座」の間の振替はできません。

3. お客様の同意を得て行うべき事項

当社は、店頭外国為替証拠金取引【**高速FX**】【**オートFX**】※及び店頭外国為替オプション取引【**HIGH・LOW**】を行うにあたり、法令又は取引約款（インターネット取引規則・オートFX利用規約を含む。）の規定により例外的に認められている場合を除き、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれらを行うことはありません。

- ・取引の種類、取引する通貨ペア及び取引期限の決定
- ・取引の件数又は数量の決定
- ・取引の対価の額又は約定値段（取引価格）の決定
- ・取引の売買の別及びこれに準じる事項の決定
- ・既に成立している取引を期限前に決済すること

※【**オートFX**】でのお取引の場合、システム取引（売買タイミングをプログラム化し、その売買シグナルにしたがって機械的に売買する取引手法をいいます。以下同じ。）では、上記事項のうちいくつかはお客様が予め選択した取引システムが自動的に指示しますが、お客様が手動でお取引する場合には上記事項を全てお客様ご自身で指示することが必要となります。

4. 益金に係る税金

- 個人が行った外国為替証拠金取引及び通貨オプション取引のお取引から発生した確定益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、給与所得等の他の所得と合算した所得によって税率が決まります。外国為替取引以外から発生した他の雑所得がある場合は、1年間（1月1日から12月31日まで）で、外国為替取引から発生した雑所得と損益通算し、その合計金額が20万円を超える場合、お客様はご自身で確定申告する必要があります。

また、外国為替証拠金取引及び通貨オプション取引から生じた確定損益（未決済ポジションの評価損益は課税対象外となります。）は、雑所得内のみにて合算することができ、株式の売買や商品先物取引等申告分離課税として取扱われる取引から生じた確定損益金とは合算できません。なお、給与収入が2,000万円以下の給与所得者で、給与所得と雑所得以外の所得がなく、かつ雑所得が年間20万円以下であれば、確定申告の必要はありません。

- 法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。
- 金融商品取引業者は、顧客に外国為替証拠金取引及び通貨オプション取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

5. 【オートFX】について

【オートFX】とは、システム取引（自動取引）及びマニュアル取引（手動取引）を行う取引ツールとなります。【オートFX】でのお取引にあたり、下記事項にご留意ください。

- ① 【オートFX】ではシステム取引及び手動取引が可能です。（システム取引により成立したポジションを手動取引で決済することも可能です。）
- ② 複数のシステム（売買手法をプログラム化したもの）の選択が可能なことから、両建設定となります。
- ③ 1システムにつき最大保有ポジション数が設定されております。
- ④ システム取引で成立したポジションにマニュアル操作でリミットオーダーやストップオーダーを設定することは可能ですが、設定以降にシステムによりリミットオーダーやストップオーダーが発注された場合には、システムにより発注されたオーダーが優先されます。（マニュアル操作で発注した注文はキャンセルされます。）
- ⑤ 【高速FX】及びモバイルトレードの取引画面からの注文発注はできません。
- ⑥ 【オートFX】では初回最低証拠金額の設定があります。初回最低証拠金額以上のご入金がない場合、取引システムに初回のログインをすることができません。
- ⑦ 【オートFX】においては、システム選択の支援を目的として、取引回数、勝率、損益(Pips)及びT-Score（システムの評価）等システムのパフォーマンスに関するデータ（以下パフォーマンスデータといいます）を提供しています。
- ⑧ パフォーマンスデータは、以下の様な特徴を有します。このため、お客様があるシステムを選択し利用された場合に、掲載されたパフォーマンスデータと同様の利益又は損失となる保証はありませんので、ご留意下さい。
 - ◆ パフォーマンスデータは、過去のレートを利用して作成した仮定の成績です。したがって、必ずしも将来の結果を保証するものではありません。
 - ◆ パフォーマンスデータを計算するにあたっては、資金額を考慮していません。実際の取引では資金に限界があるため、例えばロスカットが発生した場合等には、同じレートの下で同じシステムを使用した場合であっても、パフォーマンスデータと異なる結果となる可能性があります。
 - ◆ パフォーマンスデータは、システム提供者が独自に取得した市場レートを利用して計算しています。そのため、パフォーマンスデータは実際の配信レートで計算した結果とは異なります。
- ⑨ 【オートFX】はシステム提供者より当社が提供を受け、お客様に提供している商品のため、システム提供者及び当社が本商品の提供を休止又は廃止した場合には、【オートFX】のご利

用を継続できなくなります。この場合、システム取引はご利用になれなくなりますのでご注意ください。また、この場合、【高速FX】でお取引を継続していただくこととなります。

- ⑩ 【オートFX】は、システム提供者の判断により個々のシステムが削除されることがあります。
- ⑪ 【オートFX】の操作方法等については「【オートFX】取引マニュアル」をご参照ください
- ⑫ 【オートFX】において、お客様は、インディ・パ株式会社※（投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第 2333 号。以下「同社」という。）の「オートFXプレミアムラウンジ利用規約」にご同意いただくことで、同社が提供する情報サイト「オートFXプレミアムラウンジ」にアクセスし、当該サイトに掲載されている情報等を無料で入手することができます。しかし、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、当社は直接的か間接的か問わず、お客様に対してアドバイスを提供するものではありません。したがって、その正確性もしくは信頼性について一切責任を負いません。

※ インディ・パ株式会社（投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第 2333 号）

当社は、インディ・パ株式会社との間で業務委託契約を締結し、当社が提供するサービス【オートFX】を利用されるお客様のうち、同社が提供する情報サイト「オートFXプレミアムラウンジ」の利用を希望される方が、同社「オートFXプレミアムラウンジ利用規約」にご同意いただくことを前提に無料でアクセスできるというサービスを提供しています。インディ・パ株式会社の概要は以下の通りです。

会 社 概 要

会社名	: インディ・パ株式会社
設立	: 2006年7月4日
本店	: 〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-15-19
電話番号	: 03-4590-1379（代表）
E-Mail	: info@indepa.net
URL	: http://indepa.net
代表	: 代表取締役 本郷 喜千
事業内容	: システムトレード用ソフトウェアの企画・開発・販売 システムトレードファンドの運用
ライセンス	: 投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第 2333 号

7. 店頭外国為替取引「取引要綱」

「取引要綱」

当社に「外国為替口座」をお持ちのお客様は、当社が取り扱う次の店頭外国為替取引をお取引いただくことができます。

- 【1】 店頭外国為替証拠金取引 **【高速FX】 【オートFX】**
- 【2】 店頭外国為替オプション取引 **【HIGH・LOW】（バイナリーオプション）**

【1】 店頭外国為替証拠金取引 **【高速FX】 【オートFX】** について

店頭外国為替証拠金取引 **【高速FX】** はPC及びインターネット接続機能付き携帯電話によるオンライン取引のみが可能で、電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。また、**【オートFX】** につきましてはインターネット接続機能付きPCのみのお取引となりますので、あらかじめご了承ください。

1. 取引手数料

【高速FX】 【オートFX】 の取引の取引手数料は無料です。

2. 取引時間（注文受付時間）

原則として、取引時間（注文受付時間）は下記の通りとします。但し、年末年始の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

【米国の東部標準時（EST）の適用期間】

日本時間の月曜日午前7時から土曜日午前6時50分まで。※

【米国の東部夏時間（EDT）の適用期間】

日本時間の月曜日午前7時から土曜日午前5時50分まで。※

※ 但し、火曜日から金曜日の取引開始時刻前後において行う定期システムメンテナンスの時間帯についてはお取引頂く事が出来ません。定期システムメンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上で事前にお客様にお知らせいたします。

3. 取引数量及び建玉限度額

【取引単位】

取引単位は、全通貨ペアについて共通で、通貨ペア毎に**外国通貨 1 万通貨単位**（1 万通貨の整数倍）を 1 ロットとします。

【注文建玉限度】

お客様が一回に注文可能な取引数量の上限である注文建玉限度は、全通貨ペアについて共通で、通貨ペア毎に、一回の取引毎に**最大 500 ロット（外国通貨 500 万通貨単位）**とします。

【持高建玉限度】

当社は、当社の審査基準に基づき、お客様毎に【高速FX】取引に係る持高建玉限度として**2000 ロット（外国通貨 2000 万通貨単位）**を上限に個別設定いたします。

4. 取引通貨ペア

【高速FX】【オートFX】では、下表に掲載する通貨ペアをお取引いただけます。

通貨ペアとは、外国為替証拠金取引の対象となる一対の通貨で、左右並べて表記し、左側の通貨 1 単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。

【高速FX】取引通貨ペア一覧表（計 38 通貨ペア）

1 (USD/JPY)	9 (HKD/JPY)	17 (USD/TRY)	25 (GBP/USD)	33 (AUD/CAD)
2 (EUR/JPY)	10 (SGD/JPY)	18 (EUR/USD)	26 (GBP/AUD)	34 (AUD/CHF)
3 (AUD/JPY)	11 (TRY/JPY)	19 (EUR/GBP)	27 (GBP/NZD)	35 (NZD/USD)
4 (GBP/JPY)	12 (USD/CAD)	20 (EUR/AUD)	28 (GBP/CAD)	36 (NZD/CAD)
5 (NZD/JPY)	13 (USD/CHF)	21 (EUR/NZD)	29 (GBP/CHF)	37 (NZD/CHF)
6 (CAD/JPY)	14 (USD/ZAR)	22 (EUR/CAD)	30 (GBP/ZAR)	38 (CAD/CHF)
7 (CHF/JPY)	15 (USD/HKD)	23 (EUR/CHF)	31 (AUD/USD)	
8 (ZAR/JPY)	16 (USD/SGD)	24 (EUR/ZAR)	32 (AUD/NZD)	

注) 上表の太字で表示されている通貨ペアはオートFXの取引通貨ペア（計 28 通貨ペア）となっています。

【オートFX】取引通貨ペア一覧表（計 28 通貨ペア）

1 (USD/JPY)	7 (CHF/JPY)	13 (EUR/NZD)	19 (GBP/CAD)	25 (NZD/USD)
2 (EUR/JPY)	8 (USD/CAD)	14 (EUR/CAD)	20 (GBP/CHF)	26 (NZD/CAD)
3 (AUD/JPY)	9 (USD/CHF)	15 (EUR/CHF)	21 (AUD/USD)	27 (NZD/CHF)
4 (GBP/JPY)	10 (EUR/USD)	16 (GBP/USD)	22 (AUD/NZD)	28 (CAD/CHF)
5 (NZD/JPY)	11 (EUR/GBP)	17 (GBP/AUD)	23 (AUD/CAD)	
6 (CAD/JPY)	12 (EUR/AUD)	18 (GBP/NZD)	24 (AUD/CHF)	

AUD=豪ドル、CAD=カナダドル、CHF=スイスフラン、EUR=ユーロ、GBP=英ポンド、HKD=香港ドル、JPY=日本円、NZD=ニュージーランドドル、SGD=シンガポールドル、TRY=トルコリラ、USD=米ドル、ZAR=南アフリカランド

5. 呼び値

呼び値の最小変動幅（ティック）は、次の通りとします。

通貨ペア	1 通貨単位当たりの呼び値の最小変動幅
上記 4 の対円の 11 通貨ペア： USD/JPY、EUR/JPY、AUD/JPY、GBP/JPY、NZD/JPY、CAD/JPY、CHF/JPY、ZAR/JPY、HKD/JPY、SGD/JPY、TRY/JPY	0.001
上記 4 の対円以外の 27 通貨ペア： USD/CAD、USD/CHF、USD/ZAR、USD/HKD、USD/SGD、USD/TRY、EUR/USD、EUR/GBP、EUR/AUD、EUR/NZD、EUR/CAD、EUR/CHF、EUR/ZAR、GBP/USD、GBP/AUD、GBP/NZD、GBP/CAD、GBP/CHF、GBP/ZAR、AUD/USD、AUD/NZD、AUD/CAD、AUD/CHF、NZD/USD、NZD/CAD、NZD/CHF、CAD/CHF	0.00001

6. 取引レート

当社が通貨ペア毎にオファー価格とビッド価格を同時に提示します。

A	B	B-A
当社のビッド価格	当社のオファー価格	価格差（スプレッド）※
お客様は、 売り付けることができます。	お客様は、 買い付けることができます。	為替相場の変動、市場の流動性、その他 市場環境の変化により変動します。

※この価格差（スプレッド）分だけオファー価格はビッド価格よりも高くなっています。

取引にあたり、当社からお客様に提示する為替レートは、ビッド価格とオファー価格で異なりますが、各々の提示レートは取引時刻に近接した時点のインターバンクレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。

最新の提示レートについては、当社のホームページ（URL; <http://www.fxtrade.co.jp>）内の「外国為替情報」（為替レート／スワップ）に掲載しております。お取引の際には必ず最新の提示レートをご確認ください。

7. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

【高速FX】【オートFX】（システム取引及びマニュアル取引）の取引注文の種類及び内容は次表のとおりとなっております。

注文の種類	注文の内容	高速FX	オートFX※	
			システム取引（自動）	マニュアル取引（手動）
成行 （なりゆき）	価格指定を行わず、その時々々の市場動向に応じた価格で約定させる注文。	可	決済注文のみ 可	可
指値 （さしね）	取引成立価格を指定してする注文。	可	決済注文のみ 可	可
逆指値 （ぎゃくさしね）	指定した価格以上になれば成行で買う、又は指定した価格以下になれば成行で売る注文。	可	決済注文のみ 可	可
OCO （オーシーオー）	2つの注文を同時に出し、一方が成立した際にもう一方が取り消される注文。	可	決済注文のみ 可	決済注文のみ 可
IF DONE （イフダン）	新規の注文をする際に仕切りの指値注文を同時に発注する注文。最初の注文が約定すると、同時に2番目の注文が執行される。	可	不可	可
トレールストップ	高値又は安値にあわせてリアルタイムで逆指値注文を自動修正する注文。	可	不可	不可

※【オートFX】に関する取引注文の詳細については、本説明書の「6. 「外国為替取引」の概要 5. 【オートFX】について」でご確認ください。

(2) 注文の指示事項

【高速FX】【オートFX】の注文をするときは、次の事項を正確に指示して下さい。

但し、【オートFX】でのお取引の場合、システム取引（売買タイミングをプログラム化し、その売買シグナルにしたがって機械的に売買する取引手法をいいます。以下同じ。）では、下記事項のうちいくつかはお客様が予め選択した取引システムが自動的に指示しますが、お客様が手動でお取引する場合には下記事項を全てお客様ご自身で指示することが必要となります。

- ユーザ名及びパスワード
- 通貨ペアの種類
- 注文の種類
- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

8. ポジション決済及びロールオーバー

【ポジション決済と金銭の授受】

お客様は、通貨の転売又は買戻しすることで未決済ポジションを手仕舞いできます。

当社の扱う店頭外国為替証拠金取引では、原商品（取引対象の通貨）の授受をせず、購入価格と売却価格の差に基づいて算出した差損益を授受することによる決済方法（差金決済）にて決済を行います。売買価格差とは、転売又は買戻しに係る価格（仕切りレート）と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る価格（約定レート）との差をいいます。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は日本円でのみ行い、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$$\{1 \text{ 万通貨単位} \times \text{売買価格差} + \text{累積スワップポイント}\} \times \text{取引数量}$$

お客様が、転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。但し、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

【ロールオーバー】

お客様が、通貨の転売又は買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。お客様が通貨の売買注文を当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、スワップポイントと呼ばれる金利差相当額の精算が必要となります。

ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント（下記「9.スワップポイント」をご参照下さい。）を当社との間で授受します。

9. スワップポイント

スワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。

同じ通貨ペアの売買であっても、買付注文の時と売付注文の時では適用されるスワップポイントが異なります。

また、同じ通貨ペアであっても【高速FX】と【オートFX】のスワップポイントは異なります。

お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払いします。（お客様の利益）逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払い頂くこと（お客様の損失）になりますのでご注意ください。

同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、通常、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、市場実勢の変動により売建、買建ともにお客様の支払いとなることもあります。

スワップポイントは市場動向を反映して予告無く変更されることがあります。最新のスワップポイント及び清算方法につきましては、当社のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

10. 証拠金

1. 当初証拠金

【高速FX】では、口座開設後の初回最低預入金額（「当初証拠金」）の規定はありませんが、お客様が、お取引を開始するためには必要な証拠金を、お取引開始前に当社が指定する銀行預金口座に入金していただく必要があります。但し、証拠金の差し入れは、現金のみで有価証券により充当することはできません。

【オートFX】に初回のログインをするにあたっては、当社が別途定める【オートFX】に関する初回最低預入金額（オートFXの「当初証拠金」）以上の証拠金残高を「オートFX口座」において保有している必要があります。

2. 取引証拠金

お客様は、新規注文（注文訂正を含む）を行う毎に取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）に必要な「取引証拠金」以上の金額を預託していただきます。「取引証拠金」は、当社で1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、通貨ペア毎に金額は異なります。当社では1取引単位の想定元本の高額に対して**全通貨ペア共通で一律2.01%**としています。また、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レートに基づき計算されるため、リアルタイムで変動します。詳細は、当社ホームページに掲載していますので、お取引いただく際にご確認下さい。

3. 利用証拠金

お客様が現在保有しているポジションを維持するために実際に利用している現時点の換算レートで計算された証拠金の総額です。

4. 維持証拠金

保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金を「維持証拠金」といいます。「維持証拠金」の額は値洗い（評価）の時間により異なります。

1) 毎営業日の「証拠金率判定時刻」（15時30分～15時35分）

「全体証拠金率（※1）」が**2.01%**となる金額

2) 上記1)「証拠金率判定時刻」以外の取引時間帯

「証拠金維持率（※2）」が**50%**となる金額。

「全体証拠金率」※1	「証拠金維持率」※2
お客様が保有するポジション（想定元本）に対して、正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるか、即ち、口座全体の証拠金率を示しています。	お客様が現在利用している証拠金の金額に対して、正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるかを計る指標です。
純資産 ÷ 想定元本	純資産 ÷ 利用証拠金

5. 証拠金の追加差入れ及び所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

お客様の取引口座において純資産の額が負の金額となった場合は、正の金額となるように当該負の金額以上の金額を、直ちに（遅くとも負となった日の翌営業日15時まで）にご入金いただく必要が

あります。当社が請求した証拠金をお客様が所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は、当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意にロスカットを行うことができます。（お客様が店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

6. 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に加減算されます。

11. ロスカット

【高速FX】【オートFX】では、お客様の「純資産」の額が当社が定める一定の額を下回った場合、お客様の損失の更なる拡大を未然に防ぐためにお客様の未決済ポジションを反対売買することにより強制決済（ロスカット）いたします。具体的には次の2つのケースがロスカットの対象となります。

1. 毎営業日の証拠金率判定時刻（15時30分～15時35分）において、お客様の「全体証拠金率」が2.01%未満※になった場合（※「証拠金維持率」換算で概ね100%未満に相当します。）
2. 取引時間帯において、お客様の「証拠金維持率」が50%未満になった場合

ロスカットにかかる注文は、お客様に事前に通知することなく、成行注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

12. 純資産及び余剰金（「出金可能額」）

「純資産」とは、お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額（＝証拠金+未決済ポジションの評価損益+スワップ損益）でお客様の正味の財産です。この「純資産」から「利用証拠金」を差し引いた金額を余剰金（出金可能額）といい、お客様はこの余剰金の範囲内で新規注文及び出金が可能です。

13. 証拠金の返還

1. 証拠金の返還可能額

営業日毎の証拠金の返還については、お客様の取引口座の「出金可能額」の範囲でのみ行います。

2. 証拠金の返還日

当社は、お客様より「証拠金の返還の請求を受け付けた日」※1 から遅くとも **3 銀行営業日以内**にお客様の指定する銀行口座に送金（証拠金の返還）します。但し、**口座解約 ※2** の場合の返還は証拠金の返還の請求を受け付けた日から **5 銀行営業日以内**とします。

※1「証拠金の返還の請求を受け付けた日」とは、下表の通りです。

お客様の証拠金返還請求を受付けた時刻	銀行営業日の正午 12 時前 (正午 12 時を含まない。)	銀行営業日の正午 12 時以降 (正午 12 時を含む。)
証拠金返還請求受付日	返還請求を行った当日	返還請求を行った日の翌銀行営業日

※2 お客様の口座残高が、出金後に 0 円以下となる出金依頼につきましては、証拠金返還に係る事務処理上、「解約」時の取扱いに準じて処理いたします。(☞「解約等」という。)

3. 証拠金返還時の銀行振込手数料

1. 「解約等」によらない証拠金返還時

お客様への証拠金返還時の銀行振込手数料は、原則としてお客様負担となりますが、口座開設後に取引実績があるお客様で、一回の証拠金の返還請求金額が 5 万円以上の場合は、当社が負担します。

2. 「解約等」による証拠金返還時

「解約等」による証拠金返還時の銀行振込手数料はお客様負担となります。

3. 当社が破たんした場合等、有事の際の証拠金返還時

上記 1～2 に関わらず、顧客区分管理信託の受益者代理人により有事の際に証拠金を返還する場合の銀行手数料は全てお客様負担となります。

【2】店頭外国為替オプション取引【HIGH・LOW】について

店頭外国為替オプション取引【HIGH・LOW】はPCによるオンライン取引（ブラウザ）のみが可能で、携帯電話によるお取引はできません。また、電話・FAXによるお取引は一切受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

1. 【HIGH・LOW】の概要

店頭通貨オプション取引【HIGH・LOW】は、店頭外国為替証拠金取引「高速FX」のように通貨単位で取引する商品ではなく、お客様が買い手となり、プレミアム（オプション料）を支払って、オプションをお買付いただく商品です。

お客様は、購入したオプションの「約定レート」（いわゆる権利行使価格。「9. 判定レートと約定レート」参照。）が、そのオプションの「判定時刻」（いわゆる権利行使期限。「7. 「判定時刻」参照。」）において、お客様の思惑通り「判定レート」（「清算レート」ともいう。）以上/以下となった場合は購入時に提示された所定のペイアウトを受け取ることができますが、思惑が外れた場合は購入したオプションは無価値となり、ペイアウトはありません。

2. 取引口座

【HIGH・LOW】は、お客様の「外国為替口座」内にある「通貨オプション口座」を利用してお取引いただけます。

オプション・プレミアムの支払い及びペイアウトの受取りは全てこの「通貨オプション口座」を通じて行われます。

【HIGH・LOW】ではお取引成立後直ちに取引金額と同額が「外国為替口座」内にある「通貨オプション口座」から自動的に差し引かれます。

【HIGH・LOW】では各オプションの判定時刻後速やかにペイアウトの有無が判定され、ペイアウトの金額がある場合はその同額が「外国為替口座」内にある「通貨オプション口座」に自動的に追加されます。

お客様は「外国為替口座」内にある「FXトレード口座」と「通貨オプション口座」との間で当社が定める方法により資金の口座間振替ができます。詳しくは「12.ペイアウト」をご参照ください。

3. 取引手数料

【HIGH・LOW】の取引手数料は無料です。

4. 取引通貨

【基本取引通貨】	日本円
【取引通貨ペア】	米ドル円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円の4通貨ペア

5. 取引時間

原則として、【HIGH・LOW】の取引時間は下記の通りとします。但し、年末年始の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

現地サマータイム適用期間に関わらず、

通年で、日本時間の月曜日午前7時から土曜日午前5時40分まで。※

※上記時間内においても、システムの日次処理、バックアップ処理及びその他必要なシステム・メンテナンスのために、一時的にお取引いただけない場合があります。その場合には、当社が取引開始前に別途取引時間を定めたくえ、取引画面にてお知らせするものとします。

6. 取引注文受付時間

上記5の取引時間内において、お客様の取引注文の受付時間は、当社がオプション毎に別途定める時刻に開始し、該当するオプション毎に設定されている判定時刻の5分前に終了となります。各オプションの判定時刻については、「7.判定時刻」をご参照下さい。

受付けた注文をキャンセルすることはできませんのでご注意ください。

7. 判定時刻

【HIGH・LOW】では、下表【判定時刻一覧】の通り通貨ペア毎に一日に11回のオプション判定時刻が設定されています。各オプションの判定時刻は、現地サマータイムの適用期間に関係なく通年で設定されています。

【判定時刻一覧】

設定オプション	通貨ペア毎の判定時刻（日本時間）※			
	USDJPY	EURJPY	GBPJPY	AUDJPY
東京 オープン	9:00	9:30	10:00	10:30
東京 DAY	11:00	11:30	12:00	12:30
東京 PM	13:00	13:30	14:00	14:30
東京 クローズ	15:00	15:30	16:00	16:30
ロンドン オープン	17:00	17:30	18:00	18:30
ロンドン DAY	19:00	19:30	20:00	20:30
ロンドン PM	21:00	21:30	22:00	22:30
ニューヨーク AM	23:00	23:30	24:00	0:30（翌日）
ロンドン クローズ	1:00（翌日）	1:30（翌日）	2:00（翌日）	2:30（翌日）
ニューヨーク PM	3:00（翌日）	3:30（翌日）	4:00（翌日）	4:30（翌日）
ニューヨーク クローズ	5:00（翌日）	5:30（翌日）	5:45（翌日）	5:45（翌日）

※ 但し、上記のオプション判定時刻は、重要経済指標発表時、経済情勢の激変、為替相場の急変等の事情により、変更又は取り消される場合があります。当社がオプション判定時刻を変更又は取り消す場合は、事前に当社ホームページにその旨を掲載させていただきます。

【オプション名】： お客様が、お取引いただく個々のオプション取引の名称を「オプション名」といいます。例えば午前 10 時の時点においてお客様がロンドンオープン時の為替相場を現状よりも円安（ドル高）になると予想して、米ドル/日本円のバイナリーオプション“HIGH”を選択し購入いただいた場合、お取引いただいたオプションの「オプション名」は【ロンドンオープン USDJPY HIGH】となります。

8. 取引金額及び取引限度

【取引単位】 全通貨ペア共通で取引毎に 1,000 円以上、1 円単位。

【最大プレミアム】 次表の通り（全通貨ペア共通）。※1

取引注文 1 回当たり	1 オプション当たり	保有オプション限度額※2
10 万円	50 万円	100 万円

※1 当社は、当社の審査基準に基づき、お客様の知識、経験、資力、目的に照らして、【高速FX】の建玉限度額の設定と同様に、上記【最大プレミアム】の金額の範囲内で、お客様毎に【HIGH・LOW】取引に係る限度額を個別設定します。

※2 お客様が保有できるオプションの総額、即ち、未清算（判定前）オプションの支払プレミアムの総額は最大で 100 万円となっています。

9. 判定レートと約定レート

【HIGH・LOW】において、お客様は各オプションの判定時刻における「市場実勢レート※（このレートを「判定レート」と呼びます。）」が、オプション購入時点の「市場実勢レート※（このレートを「約定レート」と呼びます。）」に対して円安となるのか、円高となるのかを二者択一で予想することになります。各々のオプションの「約定レート」は、お客様がお取引するオプションの取引通貨ペアの取引時点における「市場実勢レート※」がそのまま約定レートとなり、【HIGH・LOW】専用の取引画面に表示されます。したがって、各々オプションの約定レートは単一ではなく、お客様がお取引するタイミングにより異なります。

※ 公平を期するために、「判定レート」及び「約定レート」として使用する「市場実勢レート」を含む【HIGH・LOW】専用の取引画面に表示される全ての為替レートについては、当社契約先「レバレート社」（下記参照）が提供する市場実勢レートをそのまま使用し、当社は当該レートの提示に一切関与せず、いかなる操作も行いません。したがって、当該レートに関するお問い合わせにつきましては、お答え致しかねますのでその旨ご了承ください。

「レバレート社」の概要	
正式社名：	Leverate Technological Trading Ltd.
イスラエル法人登録番号：	No.51407919
本店所在地：	2 Ben-Gurion St. Ramat-Gan 52573, イスラエル
会社 URL:	http://www.leverate.com/

10. 取引のキャンセル及び終了

お客様はオプションを購入した後に取引をキャンセルすることは出来ません。また、決済（反対売買）を行う必要がありません。お客様は購入した HIGH(LOW)オプションの判定時刻に思惑通り判定レートが約定レート以上（以下）となった場合は、所定のペイアウトを受け取ることができます（判定レートと約定レートが同一の場合は、お支払いいただいたプレミアム相当額がそのままペイアウトの金額となります。）。一方、思惑が外れた場合は購入したオプションが無価値となり、購入時にお支払いいただいたプレミアムを失うこととなります。したがって、お客様の最大損失額は支払ったプレミアムの範囲内ということになります。

また、ロールオーバーがないため、全ての取引が一日の取引時間内で終了いたします。

11. ロスカット

【高速FX】とは異なり、【HIGH・LOW】にはロスカットはありません。

12. ペイアウト

成立したオプション取引について、判定時刻の「判定レート」が「約定レート」に到達していると当社が判定した場合には、お客様はペイアウト（購入時にあらかじめ決められていた金額）を受け取ることができますが、「約定レート」に到達していないと当社が判定した場合には、ペイアウトの対象とはなりません。

ペイアウトは、判定後に速やかにお客様の「通貨オプション口座」に振替入金されます。但し、「通貨オプション口座」から直接出金することはできません。お客様が出金される場合は、一度、「FXトレード口座」に「通貨オプション口座」から振替入金（1日当たりの振替入金限度額 200万円）を実行していただいた後、「FXトレード口座」から通常の出金手続きをしていただく必要があります。

【判定例】

お客様が、USDJPYの円安（ドル高）を予想して、「ロンドンオープン」"HIGH"のバイナリーオプションを1000円分（約定価格@95.005JPYUSD）購入した場合の例（購入時のペイアウト倍率：1.92）

お客様の約定レート	当社の判定レート		当社の判定	ペイアウトの有無 ※	お客様のペイアウト
購入時	判定時		判定時	判定後速やかに	ペイアウト時
95.005	円安 (ドル高)	95.010	○	有	1920円
		95.006	○	有	1920円
	-	95.005	△	有	1000円
	円高 (ドル安)	95.004	×	無	0円
		94.990	×	無	0円

※ 判定時刻よりも前に市場実勢レートがお客様の約定レートを上回っていても、判定時刻時点において判定レートがお客様の約定レートを上回っていない場合には、ペイアウトの対象となりませんのでご注意ください。

※ ペイアウトの金額は、オプションごとに異なりますので、お取引される前に取引画面上でご確認ください。

13. 資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託及び返還については、従来通り【高速FX】用の「FXトレード口座」で行います。したがって、店頭外国為替証拠金取引【高速FX】のみ取引されるお客様は、特に必要な手続き等はありません。

【高速FX】のほか、【オートFX】又は【HIGH・LOW】のお取引を希望されるお客様は、以下の内容をお読みの上、お取引いただく前に必要な手続きを行っていただく必要があります。（数分で終了します。）

※ 資金の受け払い等の詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

【オートFX】をご希望のお客様

【オートFX】のお取引を行った際の資金の受け払いは、すべて【オートFX】専用の「オートFX口座」を通じて行っていただきます。「オートFX口座」をご利用いただくためには、予めお客様の「オートFX口座」を有効化しておく必要があります。口座開設と同時にデフォルト（初期設定）で有効化されているのは、【高速FX】用の「FXトレード口座」となっており、「オートFX口座」は【オートFX】取引を希望するお客様のみを対象としたオプション口座で初期設定の段階では有効化されていません。したがって、【オートFX】取引を希望するお客様は、次の方法によりご自身で「オートFX口座」を有効化して下さい。

【口座開設申込時に有効化する方法】

当社のホームページ「口座開設」で、【オートFX】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「オートFX口座」を有効化することができます。

【口座開設後に有効化する方法】

お客様のマイページにログインしていただき、【オートFX】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「オートFX口座」を有効化することができます。

「FXトレード口座」から「オートFX口座」への証拠金の口座振替について

お客様は「オートFX口座」を有効化（アクティベート）した後に、実際に【オートFX】をお取引いただくためには、必要な証拠金を「オートFX口座」に維持する必要があります。お客様は銀行振込等で直接、「オートFX口座」に入金することができませんので、お取引を開始する前に、「FXトレード口座」から「オートFX口座」にマイページでの「振替」機能をご利用いただくことで資金を移動することができます。お客様は振替えたい出金額をご指定いただき出金を指示することで「オートFX口座」への出金が行われ、同時に「FXトレード口座」残高から当該出金額が差し引かれます。逆に、「オートFX口座」に残高がある場合、「FXトレード口座」に振替えることができます。「オートFX口座」からお客様の銀行口座に直接出金することはできませんので、予めご了承ください。

【HIGH・LOW】をご希望のお客様

【HIGH・LOW】のお取引を行った際の資金の受け払いは、すべて【HIGH・LOW】専用の「通貨オプション口座」を通じて行っていただきます。「通貨オプション口座」をご利用いただくためには、予めお客様の「通貨オプション口座」を有効化しておく必要があります。口座開設と同時にデフォルト（初期設定）で有効化されているのは、【高速FX】用の「FXトレード口座」となっており、「通貨オプション口座」は【HIGH・LOW】取引を希望するお客様のみを対象としたオプション口座で初期設定の段階では有効化されていません。したがって、【HIGH・LOW】取引を希望するお客様は、次の方法によりご自身で「通貨オプション口座」を有効化して下さい。

【口座開設申込時に有効化する方法】

当社のホームページ「口座開設」で、【HIGH・LOW】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「通貨オプション口座」を有効化することができます。

【口座開設後に有効化する方法】

お客様のマイページにログインしていただき、【HIGH・LOW】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「通貨オプション口座」を有効化することができます。

「FXトレード口座」から「通貨オプション口座」へのオプション投資資金の口座振替について

お客様は「通貨オプション口座」を有効化（アクティベート）した後に、実際にバイナリーオプション【HIGH・LOW】をお取引いただくためには、必要な投資資金を「通貨オプション口座」に維持する必要があります。お客様は銀行振込等で直接、「通貨オプション口座」に入金することができませんので、お取引を開始する前に、「FXトレード口座」から「通貨オプション口座」にマイページでの「振替」機能をご利用いただくことで資金を移動することができます。お客様は振替えたい出金額をご指定いただき出金を指示することで「通貨オプション口座」への出金の実行され、同時に「FXトレード口座」残高から当該出金額が差し引かれます。逆に、「通貨オプション口座」に残高がある場合、一日（正午から翌日の正午迄）当たり200万円以内で「FXトレード口座」に振替えることができます。「通貨オプション口座」からお客様の銀行口座に直接出金することはできませんので、予めご了承ください。

※ お客様の「オートFX口座」内の証拠金及び「通貨オプション口座」内の資金の残高は「FXトレード口座」の純資産残高と合算し、お客様の外国為替取引にかかる証拠金として、法令でFX業者が義務付けられている顧客区分管理信託により全額信託保全されます。

8. 店頭外国為替取引「用語集」

1. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

【高速FX】関係

あ 維持証拠金（いじしょうこきん）

保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金。

受渡決済（うけわたしけっさい）

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売付けた通貨を引き渡して買付けた通貨を受け取ることにより決済する方法を受渡決済といいます。

売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないもの。売りポジション、ショートポジションとも言います。

オファー(Offer)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすること。顧客はその価格で買い付けることができます。

か 買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないもの。買いポジション、ロングポジションとも言います。

買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引。

カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をカバー取引といいます。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者。

さ 差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法。

指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

資産合計（しさんごうけい）

お客様の取引口座でお預りしている現金と決済済みの取引から生じた損益の合計額で、当社では「口座残高」とも呼んでいます。資産合計（「口座残高」）にポジション評価損益、スワップ損益等

を加味した資産を純資産（☞「純資産」）として使い分けています。

出金可能額（しゅっきんかのうがく）

お客様がお引き出し可能な金額で、純資産から利用証拠金を差し引いた金額を出金可能額（『余剰金』）といたします。お客様はこの出金可能額の範囲内で新規注文及び出金が可能です。

純資産（じゅんしさん）

お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額でお客様の取引口座内の正味の財産を表しています。正確には「口座残高」+「ポジション評価損益」+「スワップ損益など未記帳の損益・手数料」の合計額です。

証拠金（しょうこきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金（お客様が当社と店頭外国為替取引を行うに当り、当社がお客様から担保としてお預りする金銭）。

証拠金率（しょうこきんりつ）

証拠金率には、通貨ペア毎のレバレッジと密接な関係がある『取引証拠金率』とポジション総額（想定元本、取引時価総額）に対する純資産の割合である『全体証拠金率』があります。（☞『取引証拠金率』、『全体証拠金率』）

証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）

お客様が現在利用している証拠金の金額に対して、お客様の正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるかを計る指標を証拠金維持率（ $\text{純資産} \div \text{利用証拠金}$ ）といたします。

証拠金使用率（しょうこきんしょうりつ）

証拠金維持率の逆数で、「利用証拠金」の「純資産」に対する比率（ $\text{利用証拠金} / \text{純資産}$ ）です。お客様が、正味の資産のうちどれだけ証拠金を使用しているかをあらわしています。

スワップポイント(Swap Point)

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといたします。

全体証拠金率（ぜんたいしょうこきんりつ）

お客様の口座全体の証拠金率を全体証拠金率（ $\text{純資産} \div \text{ポジション総額}$ ）といたします。全体証拠金率は、お客様が保有するポジションの総額に対して実際にいくら証拠金を利用しているかを示しています。

追加証拠金（つかいしょうこきん）

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金。

た デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引。先物取引及びオプション取引を含みます。

店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいかくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる店頭デリバティブ取引の一つです。

転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引。

当初証拠金（とうしょしょうごきん）

取引口座を開設されたお客様が、取引注文をするときに最低限預託しなければならない証拠金。

特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

取引証拠金（とりひきしょうごきん）

1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、通貨ペア毎に金額は異なり、実際にお取引するときの実勢レートにより変動いたします。また、ある通貨ペアのポジションを建てる際に、取引証拠金が1取引単位のポジションに対する比率を『取引証拠金率』といいます。

な 値洗い（ねあらい）

建玉について毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

は 媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引。

ビッド(Bid)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすること。顧客はその価格で売り付けることができます。

評価損益（ひょうかそんえき）

お客様の保有するポジションの約定レートと評価レートとの差から算出された損益額。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引。

ら 利用証拠金（りようしょうごきん）

お客様が現在保有しているポジションを維持するために実際に利用している現時点の換算レートで計算された証拠金の総額です。

両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。

レバレッジ (Leverage)

レバレッジとは、証拠金の何倍までポジションを建てられるかを倍率（＝新規ポジション÷取引証拠金）で示したものの。また、レバレッジは、『取引証拠金率』の逆数でレバレッジ 50 倍の状態と

は証拠金率 2%の状態を意味しています。

ロスカット(Loss Cut)

金融商品取引業者が、顧客の未決済のポジション（建玉）を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買して決済することをロスカット（強制決済）といいます。

ロールオーバー(Rollover)

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと。

【オートFX】 関係

最大ドローダウン（さいだいどろーだうん）

純資産のピークから純資産の谷への最大の落下幅のこと。

勝率（しょうりつ）

利益を出した取引の割合。

投資収益率（とうししゅうえきりつ）

投資額に対して得られる利益の割合。

トラックレコード(Track record)

過去の実績。

プロフィット・ファクター(Profit factor)

利益対損失の比率。この比率は利益がどの程度損失を上回ったかを表します。1 を超える値は損失より多くの利益を生み出したことを意味します。

平均損益（へいきんそんえき）

1 回あたりの取引に対する平均的な収益の見込み額

平均損失（へいきんそんしつ）

損失を出した取引の 1 回あたりの平均損失。

平均利益（へいきんりえき）

利益を出した取引の 1 回あたりの平均利益。

その他店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ「用語集」をご参照ください。

2. 通貨オプション取引に関する主要な用語

あ アウト・オブ・ザ・マネー(Out of the Money)

「本質的価値」のないオプションのこと。オプションの買い手が権利行使をすると損失が生じる状態。コール・オプションの場合は原資産の市場の現在価格が権利行使価格より低いとき、プット・オプションの場合は高いときがこれに当たる。

アット・ザ・マネー(At the Money)

原資産の市場の現在価格とオプションの権利行使価格とが等しい状態。利益がゼロである状態。

アメリカン・オプション (American Option)

将来の一定期日までであれば、取引時間内のいつでも権利行使ができるオプション取引のこと。

イン・ザ・マネー(In the Money)

「本質的価値」のあるオプションのこと。買い手が権利行使をすると利益が生じる状態。コール・オプションの場合は原資産の市場の現在価格が権利行使価格より高いとき、プット・オプションの場合は低いときがこれに当たる。

オプション取引

将来の一定期日までに、特定の価格（権利行使価格）で、売付け・買付けする権利の取引。権利の対価（プレミアム）は、市場の需給によって変動するので、この変動を利用し、転売又は買い戻しを行うことにより、その差額を得ることもできる。

か 外国為替オプション取引

将来の一定期間内及び一定期日において、特定の通貨を特定の価格で買う又は売ることができ権利を売買する取引。買う権利をコール・オプションといい、売る権利をプット・オプションという。

権利行使（けんりこうし）

オプションの買い手がその権利を実行し、プット・オプションの場合は原商品の売付取引（売り手にとっては買付取引）を、コール・オプションの場合は原商品の買付取引（売り手にとっては売付取引）を成立・完結させることをいう。

権利行使価格（けんりこうしかかく）

ストライク・プライス（Strike Price）とも呼ばれ、オプションの買い手が権利行使をするときの原商品の価格としてオプションの取引時に決めた価格をいう。

権利行使期日（けんりこうしきじつ）

オプションの買い手が、権利行使をすることができる期日のこと。オプションの買い手が同期日（期間内）に権利を行使しないと、自動権利行使制度の適用のない限り、権利消滅となる。またタイプにヨーロピアン・オプションと、アメリカン・オプションとがある。

コール・オプション (Call Option)

ある資産をその時の市場の価格に関係なく、あらかじめ定めた価格（権利行使価格）で期日に買い付けることのできる権利を買い手に与える契約のこと。コール・オプションの売り手は原資産を売り付ける義務を負う。

さ 自動権利行使制度（じどうけんりこうしせいど）

オプションの権利行使期日（又は期間内）にイン・ザ・マネーのものにおいて、買い手から権利放棄の意志表示のない限り、権利行使の申出があったものとして自動的に行使を取り扱うこと。

ストライク・プライス（Strike Price）

オプションの権利行使価格のこと。

た デジタル・オプション（Digital Option）

原資産価格が、権利行使期日に一定の条件を満たした場合に、一定のペイアウトがあるオプションのことで、バイナリーオプションともいう。デジタル・オプションでは、他のオプションや仕組債に応用されるケースがあり、権利行使価格を上回る又は下回らなければ受払いはゼロで、上回る又は下回れば一定（固定）の金額が受払いされる。

は バイナリーオプション（Binary Option）

将来の一定期間内又は一定期日において、原資産価格（為替相場）が権利行使価格（ストライク・プライス）を超えていると価値を持つが、到達していない場合は価値を持たないオプションのこと。

プット・オプション（Put Option）

ある資産をその時の市場の価格に関係なく、あらかじめ定めた価格（権利行使価格）で期日に売り付けることのできる権利を買い手に与える契約のこと。プット・オプションの売り手は原資産を買い付ける義務を負う。

ブラック・ショールズ・モデル（Black Scholes Model）

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズの両氏が考案したオプション価格の算出モデル。計算に必要な①原資産の現在価格②オプションの権利行使価格③権利行使期日までの期間④権利行使日までの原資産のボラティリティ（価格変動率）⑤非危険資産利子率の5つの変数により、オプションの理論価格を算出する。

プレミアム（Premium）

オプションの対価のこと。そのオプションがどれくらいの価値を持っているかを表し、真正価値（本質的価値ともいい、現時点でオプションを行使した場合の価値）と時間価値（今後、どれくらいの利益が得られる可能性があるか）の合計額となる。

や ヨーロピアン・オプション（European Option）

将来の一定期日においてのみ権利を行使することができないオプション取引のこと。

その他

その他店頭外国為替オプション取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ「用語集」をご参照ください。

外国為替取引約款

株式会社 FX トレード・フィナンシャル（以下「当社」という。）は、日本法に基づき正式に設立され、その営業所を東京都港区芝 5-31-16 に置く株式会社であり、本取引約款を締結する能力を有するものであることをここに確認する。

顧客（以下「お客様」という。）は、個人の場合は完全な権利能力を有する成人であること、法人の場合は日本法に基づき正式に設立された法人であり、「外国為替取引約款」（以下「本取引約款」という。）及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本取引約款及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約はお客様の法的義務を構成し、お客様を拘束するものであることをここに確認する。

お客様は、当社の提供する外国為替取引の利用申し込みに際し、当社より本取引約款及びインターネット取引規則を含む「店頭外国為替取引説明書」を交付（電磁的方法により提供を受ける場合を含む。）され、これを熟読のうえ十分理解したこと、また外国為替取引の内容を十分に理解したことをここに確認する。お客様は、自らの判断と責任において外国為替取引に関する以下の条件に合意し、申込書の該当部分のチェックボックスにチェックを入れることにより、これを証するものとする。

合 意 条 項

第 1 条 （本取引約款の趣旨）

本取引約款は、当社が取り扱う通貨関連店頭デリバティブ取引（以下「外国為替取引」という。）に関する取り決めであり、お客様は、外国為替取引を行うにあたり、本取引約款のすべての条項に同意するものとする。

第 2 条（外国為替取引）

当社が取り扱う外国為替取引は次の通りとする。

(1) 店頭外国為替証拠金取引【高速FX】

- (a) 本取引約款において【高速FX】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいい、お客様ご自身が手動により行う取引をいう。
- (b) 【高速FX】は、為替の直物取引であるが、第 5 条第 1 項に定めるロールオーバー取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

(2) 店頭外国為替証拠金取引【オートFX】

- (a) 本取引約款において【オートFX】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいい、予め同意いただいたオートFX利用規約の規定に従い、お客様が選択したシステムにより機械的に行う自動取引をいう。
- (b) 【オートFX】は、為替の直物取引であるが、第 5 条第 1 項に定めるロールオーバー取引を実

行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

- (3) 店頭外国為替オプション取引【HIGH・LOW】
 - (a) 本取引約款において【HIGH・LOW】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替オプション取引をいう。
 - (b) 【HIGH・LOW】ではオプション判定後速やかにペイアウトの清算を行う。
- (4) お客様は、当社が定めるインターネット取引規則（以下「本規則」という。）に従って【高速FX】【オートFX】【HIGH・LOW】を行うことに同意する。本規則は本取引約款の一部を構成し、本取引約款の条項と同様にお客様を拘束するものとする。

第3条（取引口座）

- (1) お客様は、当社が取り扱う外国為替取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、外国為替取引用の「外国為替口座」を開設するものとする。
- (2) 「外国為替口座」開設者には、口座開設と同時に【高速FX】専用の「FXトレード口座」が開設され、【高速FX】に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップ・ポイント等金銭の計上は、すべて「FXトレード口座」を通じて処理される。
- (3) お客様は、【オートFX】を取引するためには、口座開設後に外国為替口座内に別途オートFX取引専用の「オートFX口座」を当社が定める方法により有効化申請を行い、かつ当社がこれを承認しなければならない。
- (4) お客様は、【HIGH・LOW】を取引するためには、口座開設後に外国為替口座内に別途バイナリーオプション取引専用の「通貨オプション口座」を当社が定める方法により有効化申請を行い、かつ当社がこれを承認しなければならない。
- (5) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与するおそれがある方であると当社が判断した場合は、外国為替口座開設のお申込を受け付けないものとする。
- (6) 当社は、お客様の本取引口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、本人確認を行う。

第4条（決済及び清算）

- (1) 【高速FX】は、2営業日後を受渡日として通貨ペアを売買する取引で、当該売買総代金を授受せず、反対売買（転売・買戻し）を行い、「FXトレード口座」においてその差額の授受により決済を行う。
- (2) 【オートFX】は、2営業日後を受渡日として通貨ペアを売買する取引で、当該売買総代金を授受せず、反対売買（転売・買戻し）を行い、「オートFX口座」においてその差額の授受により決済を行う。
- (3) 【HIGH・LOW】において、お客様が購入するオプションのプレミアム（オプション料）は、通貨オプション口座の残高の範囲内とし、購入代金はオプション購入後直ちに当該口座残高より控除されるものとする。また、オプションのペイアウトは判定後速やかに通貨オプション口座残高に加算され、清算されるものとする。

第5条（ロールオーバー）

- (1) 【高速FX】【オートFX】において、お客様は、売買成立の翌営業日以降、当該売買にかかる通貨の金利差に相当するスワップ・ポイントを授受することにより、当該売買注文の受渡日を翌決済日以降に繰り延べる（ロールオーバーする）ことができる。
- (2) 【HIGH・LOW】において、お客様はオプション判定時刻の繰り延べ（ロールオーバー）はできない。

第6条（自己責任の原則）

お客様は「店頭外国為替取引説明書」を熟読し、外国為替取引の内容及び仕組みを理解の上、次の各号に掲げる内容を含めて本取引約款に記載されている事項をすべて承諾して、自らの判断と責任において当社と外国為替取引を行うことを確認する。

- (1) お客様が外国為替取引を行うにあたり、対象通貨にかかる外国為替相場の変動リスク、対象通貨及び金利変動等のリスクを負担していること。
- (2) お客様が外国為替取引を行うにあたり、政治、経済、又は金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害等による取引の制限ないし故障が生じるリスクを負担していること。
- (3) 市場におけるポジションやその継続のために預託した取引証拠金及び追加払込金の全てを失う可能性があること。もし市場が当該ポジションに対して不利に動けば、お客様は当該ポジションを維持するため早急に相当額もしくは十分な額の追加資金の払い込みを求められることがあること。また、もし所要資金が指定期間内に払い込まれない場合、当該ポジションは損を出して解消されることがあり、その結果取引勘定が貸し越しになった場合、お客様はその債務につき弁済義務を負うものであること。
- (4) 外国為替取引に関するお客様の資金及び／又は証拠金は、当社の他の顧客のそれと同等に扱われること。
- (5) 外国為替取引に関するリスクは本取引約款、本規則及び店頭外国為替取引説明書に開示されているものが全てとは限らないこと。

第7条（売買注文の明示）

- (1) お客様が【高速FX】【オートFX】において売買注文を出すときは、次に掲げる事項を明示する。但し、【オートFX】でのお取引の場合、システム取引（売買タイミングをプログラム化し、その売買シグナルに従って機械的に売買する取引手法をいいます。以下同じ。）では、下記事項のうちいくつかはお客様が予め選択した取引システムが自動的に指示しますが、お客様が【オートFX】において手動でお取引する場合には下記事項を全てお客様ご自身で指示することが必要となります。

- ユーザ名及びパスワード
- 通貨ペアの種類
- 注文の種類
- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

【付属添付書類】

FXTF-Y2-016

(2) お客様が【HIGH・LOW】において売買注文（新規買いのみで決済及び売り注文はない。）を出すときは、次に掲げる事項を明示する。

- ユーザ名及びパスワード
- 通貨ペアの種類
- 買付金額
- 別途「取引要綱」に定める事項

第8条（注文の種類）

- (1) お客様が【高速FX】において実行できる注文の種類は、別途「取引要綱」【1】「7.取引注文」に定める。
- (2) お客様が【オートFX】において実行できる注文の種類は、別途「取引要綱」【1】「7.取引注文」に定める。
- (3) お客様が【HIGH・LOW】において実行できる注文の種類は、「成行注文」に限る。

第9条（売買注文の受付）

お客様が外国為替取引を利用できる時間は、当社が別途「取引要綱」に定めるところによる。

第10条（注文の取消・変更）

- (1) 【高速FX】【オートFX】において、お客様は、取引時間内であれば、未約定注文に限り、売買注文の取消及び変更を行えるものとする。
- (2) 【HIGH・LOW】において、お客様は、注文の取消・変更ができない。
- (3) 取引システムの欠陥又は故障、通信の異常、その他の技術的要因その他当社にとって不可抗力による要因により、市場価格から著しく乖離し、誤りであることが明らかな異常価格で約定した取引については、当該取引及びそれに付随した全ての取引を無効とし、解除することができるものとする。但し、当社は、当該取引を解除する旨及びその理由をお客様に遅滞なく通知するものとする。

第11条（売買注文の執行）

- (1) 【高速FX】【オートFX】において、お客様の売買注文は、当社がそれを受け付けた後執行するものとする。但し、新規の【高速FX】取引の注文（注文訂正を含む）の場合、お客様の証拠金が当社の定める水準に満たない場合は、当該注文は執行されない。
- (2) 【HIGH・LOW】において、お客様の買い注文は、当社がそれを受け付けた後執行するものとする。但し、新規の【HIGH・LOW】取引の注文の場合、お客様の「通貨オプション口座」の残高が当該注文執行に必要な金額に満たない場合は、当該注文は執行されない。

第12条（取引内容の確認）

お客様が行った外国為替取引の売買注文の内容等について、当社とお客様との間で疑義が生じたときは、お客様が当社のシステムに入力したデータの記録内容をもって処理するものとする。

第 13 条（外国為替取引の数量）

外国為替取引においてお客様が取引できる数量は当社の定める範囲内とする。

第 14 条（取引レート）

- (1) 【高速FX】において、お客様は、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示した【高速FX】用レートが適用されることを承諾する。
- (2) 【オートFX】において、お客様は、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示した【オートFX】用レートが適用されることを承諾する。
- (3) 【高速FX】【オートFX】において、逆指値注文及び自動ストップロス・オーダーの実際の約定レートが、お客様が当初期待したレートと一致しないことがあることを、お客様はあらかじめ承諾する。
- (4) 【HIGH・LOW】では、お客様は、別途「取引要綱」に定める当社契約先が提供する為替レートでお取引いただくことをあらかじめ承諾する。
- (5) お客様は、取引レートがその時の相場状況、為替相場の変動により、お客様が期待した価格と同一にならない場合があることを承諾する。

第 15 条（値洗い）

【高速FX】【オートFX】において、便宜上純資産の額を正確に計算するため、お客様の外国為替取引におけるポジションの約定値段と現在の市場価格との差額の算出（値洗い）はリアルタイムで計算される。

第 16 条（証拠金の預託）

お客様は外国為替取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保するため、当社に証拠金を預託し、維持しなければならない。但し、お客様が当社に預託する証拠金その他外国為替口座に係る金銭に対して、当社は付利いたしません。

- (1) 【高速FX】【オートFX】取引に必要な証拠金の預託
 - (a) お客様は、【高速FX】【オートFX】取引を行うに際し、当社が別途「取引要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。
 - (b) 当社は経済情勢の変化等に伴い取引証拠金率を変更することができるものとし、当社が取引証拠金率を変更したときは、お客様の未決済ポジションに対しても変更後の取引保証金率が適用されるものとする。
 - (c) 証拠金維持率は当社の定める一定割合を下回ってはならないものとする。
 - (d) お客様の口座全体の証拠金率（全体証拠金率）が、当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、当社の定める一定の水準を下回ってはならないものとする。
 - (e) お客様は「FXトレード口座」の出金可能額の範囲内で外国為替口座内の「オートFX口座」及び「通貨オプション口座」に振替えることが出来る。但し、当社は当該振替出金した金額を、振替と同時に振替前の「FXトレード口座」の出金可能額から即時控除するものとする。
- (2) お客様は【HIGH・LOW】取引を行うに際し、お客様の「通貨オプション口座」の口座残高を当社

が別途「取引要綱」に定める金額以上としなければならない。

第 17 条（外国為替口座からの出金）

- (1) お客様は、FX トレード口座から出金可能額の範囲内で出金することができる。但し、いかなる場合も FX トレード口座によらず「オートFX口座」又は「通貨オプション口座」から直接出金することはできない。
- (2) お客様から出金可能額の全部又は一部の返還請求があったときは、当社は当該返還請求を受け付けた日から遅くとも 3 銀行営業日以内に、取引口座の解約にともなう返還請求の場合は当該返還請求を受け付けた日から 5 銀行営業日以内に、当該返還請求にかかる額をお客様名義の銀行口座宛に日本円で返還する。
- (3) 外国為替口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は取引要綱「13.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。
- (4) 当社が、前項に定める振込みを通常の手続に従って行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、お客様に損失又は損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 本条（2）における「当該返還請求を受け付けた日」とは、お客様が、銀行営業日の正午 12 時前（正午 12 時を含まない。）に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った当日、正午 12 時以降（正午 12 時を含む。）に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った日の翌銀行営業日とする。
- (6) 当社は、お客様より証拠金の返還請求を受け付けた場合、当社が正式に証拠金の返還請求を受け付けた旨を電子メールにてお客様に通知するものとする。

第 18 条（ロスカット／強制決済）

- (1) 当社は、上記第 16 条第 1 項（c）に定める証拠金維持率を当社が定める一定の比率以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部又は一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。
- (2) 当社は、上記第 16 条第 1 項（d）に定める全体証拠金率を当社が定める一定の水準以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部又は一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。
- (3) 前 2 項において、当該処分の対象となる既存の未決済ポジションが複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、保有期間の長いものから先に処分される。
- (4) 第 1 項乃至第 3 項の規定によりポジションの処分を行ったときは、その約定値段により売買損を計算し、当該売買損の受払いは、お客様の口座残高から控除する方法で行い、残高が不足となった場合は、当社が指定する期限までに不足額をお客様が支払うものとする。
- (5) 当社が本条第 1 項乃至第 3 項の規定により、お客様のポジションの処分を行った場合には、当社はその処分内容をお客様に通知する。

第 19 条（預託金等による債務の弁済）

当社がお客様から預託を受けた証拠金、外国為替取引にかかる差益金その他取引口座内の金銭は、外国為替取引に関してお客様が当社に対して負担するすべての債務について共通の担保とする。

第 20 条（期限の利益の喪失）

- (1) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知、催告等がなくても、お客様は外国為替取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。
 - (a) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他類似の倒産手続の申立てがあったとき。
 - (b) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (c) お客様が有する債権について、仮差押、仮処分又は差押の通知が送達されたとき。
 - (d) 外国の法令に基づき前各号のいずれかに相当する事由が生じたとき。
 - (e) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき。
 - (f) 心身機能の低下により外国為替取引の継続が著しく困難又は不可能になったとき、あるいは死亡したとき
 - (g) お客様の外国為替取引口座開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があったとき
 - (h) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞があると当社が判断したとき
- (2) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知により、お客様は外国為替取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。
 - (a) 外国為替取引にかかる支払についてその履行を遅滞したとき。
 - (b) 本取引約款その他当社との間の約定のいずれかに違反したとき。
- (3) 上記のほか当社が債権保全を必要とする事由が生じたとき。

第 21 条（差引計算）

- (1) お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第 20 条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と外国為替取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとする。
- (2) 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金その他の払い戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとする。
- (3) 前 2 項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社の定める利率により計算するものとする。

【付属添付書類】

FXTF-Y2-016

また、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円建てに換算する場合は、当社の定める為替レートを適用するものとする。

- (4) 前各号により差引計算を行った結果、お客様に返還すべき証拠金がある場合は、当社は、あらかじめお客様が登録されたお客様ご本人名義の金融機関の口座にお振込みするものとする。

第 22 条（当社及び当社役員等の責任）

当社、当社の取締役その他の役員、管理職員、従業員、及び代理人（以下「当社役職員等」という。）は、お客様が本取引約款の下で被る一切の損失、損害、被害、費用、支出に関して一切責任を負わない。但し、当社又は当社役職員等の重大な過失、故意の不履行、詐欺行為による場合を除く。また、いかなる場合も、当社及び当社役員等は派生的損害や特別損失に関する責任を負わない。

第 23 条（通知及び交付書面）

当社からお客様に対して発すべき通知及び交付書面は、外国為替取引に係るシステム画面上の表示又は電子メールによる送信、その他法令で定める電磁的方法によって行うことができる。

第 24 条（通知の効力）

- (1) 当社からお客様に対して発すべき通知を、外国為替取引に係るシステム画面上に表示する方法により行った場合における通知の効力は、当該システム画面上に表示された時に発生する。
- (2) 当社からお客様に対して発すべき通知を、電子メールを送信する方法により行った場合における通知の効力は、お客様の届出電子メールアドレス又は自宅ないし職場住所に宛てた外国為替取引に関する当社の通知が、電子メールアドレスの変更、転居、失踪その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、当該通知は同種の通知が通常到達すべき時に到着したものとみなす。
- (3) 当社からお客様に対して発すべき通知を、法令で定める電磁的方法によって行った場合における通知の効力は、法令等に定める時に発生するものとする。

第 25 条（届出事項の変更）

- (1) お客様は、氏名、印鑑、社印又は電子メールアドレス、住所もしくは所在地その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社の定める方法により変更手続きをするものとする。当社は当該届出の受理を確認するものとする。
- (2) 当該変更手続きがなかったために発生した損失及び損害の一切は、お客様の責任に帰するものとする。

第 26 条（免責事項）

以下に掲げる事由に基づく損害については、当社及び当社役職員等はその原因・理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとする。

- (a) 当社の責任によらない事由（政府の規制等による、外国為替市場の規制や取引の停止、その他天災地変、戦争、ストライキ、又は通信機器及び通信施設の故障や機能停止等を含む。但し、当該事由に

【付属添付書類】

FXTF-Y2-016

についてはそれらに限定されないものとする。)に基づいてお客様が直接又は間接的に被る損失

- (b) 所定の書類に使用された印鑑又は署名がお客様の届け出た印鑑又は署名と相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害
- (c) 当社、お客様又は外国為替市場関係者その他の第三者が使用するコンピューターシステムのハードウェア及びソフトウェアの故障、誤作動その他の不具合により生じた損害又は第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失及び損害
- (d) お客様が無線通信の方法を用いた取引を行う場合において電波障害、無線通信の切断等の事由により注文等が当社に適切に受理されなかったことにより生じた損害
- (e) お客様の口座番号、パスワード等をお客様自身が入力したか否かに拘わらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害
- (f) 上記各号の事由によりお客様の取引注文あるいはロスカットが執行されなかったことにより生じた損失及び損害
- (g) その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失及び損害

第 27 条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する外国為替取引に係る債権は、これを第三者に譲渡又は質入れ、処分できないものとする。

第 28 条（諸費用の支払等）

- (1) お客様は、本取引約款ならびに事前にお客様に通知されるその他の定めに基づき外国為替取引を行うにあたってお客様が負担すべき諸費用及びそれに関連する公租公課等（以下この条において「諸費用等」という。）が発生した場合は、当社からの請求に基づき直ちに支払わなければならない。
- (2) 前項に定める諸費用等は、当社が指示に従った行為もしくは関連する権利の行使あるいは関連する支払いの実行を行った後、任意の時に当社によりお客様の取引口座より全額引き落とし（お客様への通知の有無を問わない）されることにより支払われる。
- (3) 前各項に定める諸費用等の支払いは、第 19 条及び第 21 条に基づく当社の権利を損なわない。

第 29 条（未払い債務の取り立て）

お客様の取引口座の残高が、外国為替取引にかかる当社に対する支払債務の額に不足する場合、お客様は直ちに当社に対し当該不足額を現金で弁済する。お客様が当該未払い債務に関する請求額を直ちに支払わない時は、当社は支払い遅延による損害を回復するため、未払い金の任意の額につき年率 14.6%の割合による遅延損害金を徴収できるものとする。利息は毎日加算されるものとし、お客様の他の債務とは別個に支払い義務がお客様に生じるものとする。

第 30 条（報告書の作成及び提出）

- (1) お客様は、当社が日本国の法令に基づき要求される場合には、お客様にかかる外国為替取引の内容等を日本国の政府機関等宛てに報告することに同意する。この場合、お客様は当社の指示に応じて、

かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとする。

- (2) お客様は、当社と行った外国為替取引に関して、当社が告知義務に則った「支払調書」を提出することに同意し、当社が「支払調書」を作成するにあたり、お客様が提出した本人確認書類を使用することを承諾する。
- (3) 前項の規定に基づく報告書その他の書類作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとする。

第 31 条（債務不履行）

お客様に本取引約款の債務不履行が生じた場合及び当社が専ら当社の判断するところによりお客様が当社に対する義務を果たしていない、又は将来的に果たすことが出来ないもしくは果たす意志がないものとみなした場合、当社はお客様に事前に通知することなく次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 当社が専ら当社の判断するところによりお客様の契約、ポジション、表明に関連する当社の損害や債務を回復、軽減するもしくは解消するために必要とされる任意の行動、取引の終了、差し替え、取消、売買・貸借取引その他別個の取引、その他の作為不作為等を任意の時点で任意の態様で行うこと。
- (b) お客様に本取引約款の債務不履行が生じた及び当社が専ら当社の判断するところによりお客様が当社に対する義務を果たしていない、又は将来的に果たすことが出来ないもしくは果たす意志がないものとみなした時点における未決済及び未精算の全ての外国為替取引を、お客様により取り消されたものと見なすこと。なお、この場合、当該外国為替取引にかかる当社の義務はその時点で終了・解消されるものとする。

第 32 条（解約）

法令に別段の定めのない限り、当事者のいずれか一方は他方に解約の意思を書面又は電磁的方法で通知することにより本取引約款（当社とお客様との間における本取引約款に付随又は関連するその他の契約関係を含む。）を終了（解約）することができる。また、当社はお客様が本取引約款の第 20 条第 1 項に該当した場合又は本取引約款の本条の 1) ないし 4) に該当した場合ならびに本取引約款のいずれかの規定を遵守履行しない場合には直ちに本取引約款を終了できるものとする。

- (1) 同種端末にて、同一の口座名義人による本口座の取引画面を同時に複数起動（二重ログイン）し、並行して取引を行った場合、又はその様な取引を行ったと合理的に認められる場合。
- (2) 端末、回線、ソフトウェア等の不正な操作もしくは改変等による取引を行った場合、又はその様な取引を行ったと合理的に認められる場合。
- (3) 方法の如何を問わず、正規の注文発注手順を経ないで、極めて短時間に注文発注を機械的に繰り返す行為を行った場合、又はその様な行為を行ったと合理的に認められる場合。
- (4) 取引システム及び Web システムに何らかの負荷を与え、システムの正常運用に支障をきたした場合、又はその可能性があるとして合理的に認められる場合。

なお、本取引約款の終了に際し、お客様の当社に対する次の各号に掲げる債務（但し、当該債務の内容についてはこれらに限定されない。）は直ちに支払い期限が到来し、支払い義務を生じるものとする。

- (a) 未払いとなっている料金、手数料、利用料の全て。
 - (b) 本取引約款の終了に伴って発生する全ての取扱手数料。
 - (c) 当社がお客様の代理人として行う取引の清算、終結、既存義務の完遂に伴い被る損害及び費用。
2. 本取引約款の終了時において本取引約款に定められた外国為替取引に関連する権利義務が残存する場合、解約によってそれらは影響を受けず、全ての義務が完全に履行されるまで引き続き本取引約款ならびに当該外国為替取引に関して両当事者の間に特に同意された条件が適用されるものとする。

第 33 条 (サービス内容の変更)

当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引におけるサービスの内容を変更できるものとする。

第 34 条 (インターネット取引規則の変更)

当社は、別途「インターネット取引規則」の変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に告知するものとしします。

第 35 条 (取引要綱の変更)

当社は、別途「取引要綱」の変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に告知するものとしします。

第 36 条 (本取引約款の変更)

- (1) 本取引約款に定める各条項の内容は、法令の変更、監督官庁の指示・指導もしくはその他必要が生じたときに随時変更される場合があることを確認する。当社は行おうとする変更の申し入れを本取引約款に定める方法により通知し、お客様が所定の期間中に異議の申し出をしなかったときは、その変更の申し入れに同意したものとする。
- (2) 本取引約款が変更された場合、当社は最新版の全文を速やかにホームページに掲載するものとする。

第 37 条 (準拠法、合意管轄及び紛争解決)

本取引約款は日本国の法律に準拠し、解釈されるものとする。また、当社とお客様の間で外国為替取引に関連して争いの生じたときは、両当事者は誠意をもってその解決に向けて努力するものとする。万一訴訟が避けられないときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 38 条 (契約条件及び執行)

お客様は、本取引約款を熟読の上これに合意することを表明し、お客様が外国為替取引を行うにあたっては本取引約款に服することが条件であることを承認する。お客様はお客様の判断と責任において本取引約款に服するものであることを確認する。

第 39 条 (電話の録音)

外国為替取引の重要事項及びその他外国為替取引に関連する重要な諸情報が迅速かつ正確に録音されるよう確保するため、当社は警告音を用いず電話の内容を録音できるものとする。当該録音は当社の独占的所有物となり、お客様はそれが注文ならびに指示の証拠となることを認める。

第 40 条（損害補償）

お客様が、本取引約款の履行に関し、故意又は過失により、本取引約款に定める義務に違反した場合その他お客様の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えたときは、お客様は、当社が被った一切の損害（当該損害を補填するために当社が負担する弁護士費用等の諸費用等を含む。）を賠償しなければならない。

第 41 条（連帯責任）

お客様が組合、匿名組合、パートナーシップであるなど複数の人で構成されている場合、複数のお客様各自の本取引約款に基づく責任は連帯責任とする。上記の場合の構成員の一もしくは複数につき死亡、破産、清算、解散等の事由が生じた場合、それ以外の構成員の本取引約款に基づく義務は完全な効力を継続する。この規定は上記の規定ならびに当該構成員の相続人に対する当社の権利に影響を与えない。

附則

本取引約款は、平成 20 年 10 月 15 日付で制定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 3 月 1 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 5 月 1 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 7 月 20 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 10 月 1 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 12 月 1 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 22 年 7 月 30 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 22 年 8 月 23 日付で改定され、有効となる。※

本取引約款は、平成 22 年 9 月 6 日付で改定され、有効となる。

※平成 22 年 8 月 23 日以前にお客様が当社に対し合意した「FXトレード」外国為替オンライン取引約款は、平成 22 年 8 月 23 日付で本取引約款に改定され、「FXトレード」外国為替オンライン取引約款は、同日をもって合意解約となる。

インターネット取引規則

第1条 (目的)

インターネット取引規則（以下「本規則」という。）は、お客様が株式会社 FX トレード・フィナンシャル（以下「当社」という。）との間でインターネットによる電子通信手段（以下「本システム」という）を利用して外国為替取引（以下「本取引」という）を行う際の取り決めであり、お客様には、本システムを利用されるにあたって、以下の条項にすべて同意いただくものとします。

第2条 (本システムの利用)

本システムは、お客様が当社ホームページ内の「口座開設」から、店頭外国為替取引説明書（以下「取引説明書」という。）、外国為替取引約款（以下「取引約款」という。）、本規則を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解、承諾の上、お客様が「外国為替口座」（以下「本取引口座」という）の開設を本条第2項に定める手順に従い申込み、当社がそれを承諾した後にご利用になれます。

2. 口座開設の手順は下記①乃至③の通りです。

- ① お客様は、申込書に必要事項を記入し、申込書及び当社が定める本人確認書類を当社宛てに電子メール又はファックスで送信するか返信用封筒にて郵送します。
- ② 当社は口座開設審査の上、口座開設を承諾したお客様に本システム利用に使用するユーザ ID を発行し、お客様が当社に登録した住所に簡易書留（転送不要扱い）にて配達し、通知します。お客様は、当社の定める手順に従い、パスワードを設定し、これを当社に通知します。
- ③ お客様はお取引に必要な証拠金を当社指定の証拠金専用口座に銀行振込により送金し、当社がその入金を確認したのち、お客様は取引を開始することができるものとします。

3. お客様が使用されたユーザ ID 及びパスワードが一致した場合のみ、本システムを利用することができます。お客様は、ユーザ ID とパスワードを管理する責任を負うものとします。ユーザ ID 及びパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、又は他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

第3条 (本システムのサービスの範囲)

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、取引説明書、取引約款及び本規則に定める範囲、又は別途当社が定める範囲とします。なお、当社は、本システムのサービス内容を、お客様に事前に通知することなく、追加、削除又は変更することができるものとします。

2. お客様は、本サービスに適した端末機器、モデム、接続回線、携帯電話、ソフトウェアプログラム及びインターネット接続会社（プロバイダー）あるいは携帯電話会社との契約等をお客様の責任と費用で準備いただくものとします。お客様は、本システムのご利用にあたって専用ソフト「FX トレード」のダウンロードが必要です。ダウンロードは、ホームページ内の「取引システム」（「取引システムダウンロード」）から入手が可能です。画面上のダウンロード方法に従ってお客様自身で行っていただきます。

第4条 (利用時間)

お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。但し、当社はこれをお客様に事前の通知をすることなく変更できるものとします。

第5条 (取引手数料)

お客様が本システムを利用して、当社との間で外国為替取引を行うための取引手数料は無料です。但し、当社はこれをお客様に事前の通知を行った上で、変更できるものとします。

第6条 (注文又は申込の受付・約定)

注文は取引画面を通じて行うものとし、電話、電子メールやファックスなどその他の手段で注文することはできません。当社は取引説明書、取引約款、オート FX 利用規約及び本規則の定めに従って正しく発注された売買注文のみを受け付けるものとします。お客様は、当社が最善の執行の義務を負わないことに合意することとします。

2. 前項に関わらず、システム障害等により正常にオンライン取引が利用できないと当社が判断した場合、お客様がその時点で保有している未決済のポジションを決済するためのお取引に限って電話等による注文をお受けいたします。

3. 当社は【高速FX】【オートFX】取引画面上に通貨ペア毎1通貨単位の取引レートを表示し、「ビッド価格（お客様の売付価格）」と「オファー価格（お客様の買付価格）」の両価格を表示します。

4. 当社は【HIGH・LOW】取引画面上にオプション毎のペイアウト倍率及び「取引要綱」に定める当社契約先が提供する通貨ペア毎1通貨単位の取引レートを表示します。

5. お客様が本システムを利用して出される外国為替取引の売買注文及び通貨オプション取引の購入申込は、入力内容を当社が受信し、確認した時点でその受付が成立したものとします。お客様は、取引画面にて当該売買注文を行うにあたり必要事項を全て正確に入力する義務を負います。当社はお客様の手違いにより約定した売買注文について、一切責任を負いません。

6. 当社は、受け付けた当該注文及び購入申込を所定の照会画面等に速やかに表示するものとします。お客様は、本システムを利用して出された売買注文及び購入申込が受理されたこと、及び注文内容及び購入申込内容と表示内容の一致、又成立あるいは不成立を、照会画面等にて必ず確認するものとします。

第7条 (出金及び振込依頼の変更・取消)

お客様が本システムを利用して行った当社に対する出金依頼及び取引口座間の振替依頼は、当社が別途定める時間内に限り、本システムにより取消あるいは金額等の変更を行うことができるものとします。

第8条 (システム障害等)

当社は、お客様がオンライン取引をご利用できない等、当社の本システムに重大な障害等が発生した場合、当社が確認した事実に基づく情報を、お客様が当社に届け出たメール・アドレス宛に電子メールを

送信する方法によりお知らせする方法、又は、当社ホームページに必要な情報を掲載する方法により、お客様に速やかにお知らせすることとします。但し、そのお知らせは、お客様への速やかな情報提供を目的として行うものであり、その記述は、その時点において当社が知り得た情報に基づき最善を尽くしますが、正確性又は完全性を保証するものではありません。

第9条 （機器等の障害）

お客様の使用される端末機器及びインターネット接続ツール等に障害が発生し本システムを利用できなくなった場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。

2. 前項の障害が発生した場合において、当社は、電話、電子メール、FAX、郵便等の通信手段によってお客様からのオーダーを受理することは一切行わないことを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第10条 （非常時における連絡先）

非常時などにお客様が当社に連絡される際は、当社が別途定める連絡先とします。

2. 当社はお客様に対し緊急に連絡が必要となった場合は、電子メール、電話、FAX、郵便等合理的な通信手段により連絡いたします。

第11条 （アドバイスの非提供）

当社はおお客様の売買注文の執行のみを業務とし、特定の外国為替取引のメリット、税効果、何らかの口座の構成比などに関するアドバイスを提供いたしません。さらに、当社はチャートやニュース及び市場観測などのかたちで取引情報を提供しますが、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、そのようなニュースや観測の正確性もしくは信頼性については一切責任を負いません。

2. 当社に外国為替取引の利用を申し出るにあたり、お客様は専ら自らの責任において、独自に外国為替取引の利点とリスクを評価審査するものであることを表明します。お客様は外国為替取引の利点とリスクを自ら評価するのに十分な知識と経験を有するものであることを表明します。当社はおお客様に取引約款及び本規則に基づき取引される商品の妥当性を一切保証せず、お客様との関係においてなんら受託者としての義務を負いません。

3. お客様は、当社が平成22年8月1日付でインディ・パ株式会社（投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第2333号。以下「インディ・パ」という。）との間で締結した情報の提供に関する業務委託契約に基づき、当社に取引口座を保有し、かつ「オートFXプレミアムラウンジ利用規約」に同意した個人（以下、「会員」という。）が、インディ・パが提供する情報サイト「オートFXプレミアムラウンジ」にアクセスし、当該サイトに掲載されている情報等を無料で入手することができます。しかし、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、当社は直接的か間接的かわず、お客様に対してアドバイスを提供するものではなく、その正確性もしくは信頼性について一切責任を負いません。

第 12 条 （個人情報利用）

お客様は本システムを利用して得た情報を、お客様の取引目的にのみ利用することとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の再配信等を行わず、またお客様は、お客様が行う個人的な外国為替取引以外の理由又は目的で本システムの利用を行わないことに同意します。

2.お客様は、当社及び当社の関連会社が、当社がお客様に関して有する情報を、コンピューター処理し、当該情報をお客様の口座の管理運営もしくはお客様へのサービス提供、お客様の口座の動向監視ならびに分析、信用供与枠決定その他の信用供与（利率、料率その他お客様の口座にかかる料金を含む）に関する決定、当社による統計その他の分析の目的で利用することに合意します。お客様は当社が当該情報を関連会社に上記の目的で開示できることに合意します。

3.当社は、さらに、当社が保有するお客様に関する情報を、当社に便益を供給する者、当社の代理業者として行動する者、当社が取引約款及び本規則の下で有するその権利義務を譲渡するもしくは譲渡しようとする者、公認信用照会業者その他の組織に、当社ならびにそれらが信用供与判断を下す際や詐欺防止の目的あるいは本人確認、詐欺防止又は信用照会手続の一環として開示できることとします。

第 13 条 （免責事項）

お客様は、システム上の障害等次の各項に掲げる事由により生じた損失及び損害はすべてお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責任を負わないものとします。

- ① お客様の注文に従って取引を執行した場合及びロスカットルールに基づく決済
- ② お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピュータ・システム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動
- ③ 通信回線の故障、誤作動及び不調並びに当社との通信が不明瞭、不能等によって当社がお客様のオーダーを受信できない等、当社の責めに帰することのできない事由
- ④ お客様が故意又は過失により、ユーザ ID 及びパスワードをお客様以外の第三者が入力その他の方法で使用し、その ユーザ ID 及びパスワードがあらかじめ届けられ認証されている ユーザ ID 及びパスワードであることを当社が確認した上で本システムを利用した場合

第 14 条 （本システムの利用の解除）

次の事項のいずれかに該当する場合は、お客様の本システムの利用は制限又は解除されます。

- ① お客様が、本システムの利用休止あるいは本取引口座の解約を申し出た場合
- ② お客様の預託金残高がなくなったとき
- ③ 当社が本システムの利用を廃止又は休止した場合
- ④ 何らかの事由により、お客様が本システムを利用いただくことが不適当と当社が判断した場合

第 15 条 （電子交付の同意）

当社は、本取引に関してお客様に交付する書面については、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令の規定に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」という）を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

第 16 条 （本規則の変更）

当社は、本規則の条項を変更できることとします。但し、当社は、当社は行おうとする変更内容をホームページに掲載する方法又は電子メールによりお客様に通知し、お客様が期限内に異議の申し出をしなかったときは、その変更に同意したものとみなします。

2.本規則に規定されていない条項については、取引約款の規定が有効であり、適用されるものとします。

(平成 22 年 9 月 6 日制定)

顧客区分管理信託契約におけるお客様の権利等に関する事項の概要

株式会社 FX トレード・フィナンシャル（以下「委託者」という。）の店頭外国為替取引説明書（以下「説明書」という。）に記載されている委託者、DB 信託株式会社（以下「受託者」という。）及び田中昭人との間の平成 22 年 1 月 7 日付顧客区分管理信託契約書（その後の変更を含み、以下「本信託契約」という。）における、顧客（説明書上は「お客様」）の権利にかかる事項の概要（以下「本概要」という。）は、以下の通りとなります。

本書面において用いる用語の意味は、別段の定めがない限り、別紙 1 の定義集に定めるところによるものとします。

当初信託元本 金 500,000,000 円也

受益者	A 号元本受益者	顧客
	B 号元本受益者	委託者

信託の目的 顧客が委託者に対して有する顧客預託金返還請求権を保全するため、委託者に委託者信用事由のいずれかが発生した場合に顧客に返還すべき金銭の管理・運用

本信託設定日 平成 22 年 1 月 22 日

信託終了日 平成 23 年 1 月 22 日 （但し、自動更新条項あり）

- (1) 信託された顧客預託金相当額は、委託者が預託を受け、顧客に返還すべき顧客預託金全額相当額以上の額です（但し、受託者は信託されている金額が顧客預託金相当額と同額かそれ以上であることの確認、検証を致しません。）。
- (2) 本信託の受益権は、A号元本受益権及びB号元本受益権とし、A号元本受益権に係る受益者は顧客とし、B号元本受益権に係る受益者は委託者とします。
- (3) 当初の受益者代理人は、弁護士等である田中昭人とします。
- (4) 受益者代理人は、下記(6)に定める事由が生じていない場合に限り、委託者、受託者、受益者代理人及び新たに受益者代理人になろうとする者の合意により変更されることがあります。
- (5) 委託者の地位が移転した場合であっても、本信託契約の定めに従い受益者代理人の地位が移転されるまで従前の受益者代理人がその職務を行うものとします。
- (6) 受益者代理人につき以下の事由が生じた場合、委託者は、受託者と協議の上、受益者代理人を解任することができます。この場合、委託者は、解任後10日以内に弁護士等である新たな受益者代理人を指定するものとします。但し、(ア)委託者信用事由が生じている場合、又は(イ)委託者が上記所定の期間内に新たな受益者代理人を指定しない場合には、受託者が委託者に代わって弁護士等である受益者代理人を選任することができるものとします。なお、受益者代理人が死亡した場合も上記と同様とします。
 - ① 本信託契約に基づく受益者代理人の義務に違反があり、(ア)その違反が重大である場合、又は(イ)委託者又は受託者が相当の期間を定めて受益者代理人に是正を求めたにも拘わらず当該期間内に是正されなかった場合
 - ② 倒産処理手続の開始が申し立てられた場合
 - ③ 受益者代理人としての職務を適切に遂行できない場合
 - ④ 後見開始又は保佐開始の審判が申し立てられた場合
 - ⑤ 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - ⑥ 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条に定義する暴力団その他の社会的に批判を受け、又は受けるおそれのある事業を営んでいる者を含みます。以下同じ。）とのつながり・関わりが生じた場合
 - ⑦ 下記(7)に定める受益者代理人の表明保証に違反があり、(ア)その違反が重大である場合、又は(イ)委託者又は受託者が相当の期間を定めて是正を求めたにも拘わらず当該期間内に是正されなかった場合
 - ⑧ その他受益者代理人を交代すべき正当な理由がある場合
- (7) 受益者代理人は、受託者に対し、本信託契約締結日及び本信託設定日において（本信託契約に基づき新たな受益者代理人が指名された場合は当該受益者代理人の就任の日において）、以下の事項が真実かつ正確であることを表明保証するものとします。
 - ① 現在、倒産処理手続の開始が申し立てられておらず、かつ、過去、これらの手続きの開始が申し立てられていないこと。但し、本信託設定日における倒産処理手続の開始申立については、当該申立が取下げ又は却下される見込みであることが極めて明らかである場合を除く。
 - ② 受益者代理人としての職務を適切に遂行する客観的能力・体制を具備していること。

- ③ 現在、後見開始又は保佐開始の審判が申し立てられておらず、かつ、過去、これらの審判が申し立てられていないこと。
- ④ 反社会的勢力とのつながり・関わりがないこと。
- (8) 受益者代理人は、本信託契約及び適用法令に基づき行うべき事務（ただし、法令上、弁護士等である受益者代理人の行うべきものとされるものを除きます。）を、委託者の内部管理統括責任者に委託することができるものとします。なお、当初の内部管理統括責任者は、小林彰彦です。
- (9) 受益者代理人は、法令等に違反しない限り、また、本信託契約において別途の定めがある場合を除き、受託者が信託事務（但し、本信託契約の計算に係る事務その他受託者の裁量のない事項を除きます。）を遂行するに際し、受託者に対し、指図、承諾その他の意思決定をする権限を有するものとします。但し、法令上、許容される範囲において、信託法第 150 条第 1 項に基づく信託の変更を命ずる裁判の申立権、及び信託法第 165 条第 1 項に基づく信託の終了を命ずる裁判の申立権については行使いたしません。なお、A 号元本受益者に関しては、受益者代理人のみが受託者に対し信託法第 39 条に定める他の受益者の氏名等の開示を請求できるものとします。
- (10) 委託者は、本信託に本信託財産の元本の評価額から信託報酬留保金勘定残高を差し引いた額が顧客区分管理必要額に満たなくなった場合には、満たなくなった日の翌営業日から起算して 2 営業日以内に、その不足額に相当する金銭を本信託財産に追加信託する他、A 号元本受益者の権利・利益を保護するため、必要な措置を講じます。
- (11) 受託者は、信託法第 34 条第 1 項第 2 号ロの規定に従い、本信託財産を固有財産及び他の信託財産と分別して管理することにします。
- (12) 本信託契約の契約期間は本信託設定日から 1 年で、本信託契約の契約期間満了日の 60 日前までに、受託者又は委託者いずれか一方から他方に対して、書面による契約終了の意思表示を行わない限り、本信託契約の契約期間は、さらに 1 年間延長され、その後、延長された期間についても同様です。
- (13) 本信託契約は、契約期間満了日前においては、受託者、委託者及び受益者代理人の合意がある場合でかつ法令等に反しない場合に限り、その全部又は一部の解約をすることができるものとします。ただし、委託者信用事由が生じている場合、又は生ずる恐れがあると受益者代理人又は受託者が合理的に判断する場合は、受託者及び受益者代理人の合意がある場合でかつ法令等に反しない場合に限り、その全部又は一部の解約をすることができるものとします。なお、上記に拘わらず、委託者は、①本信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額と信託報酬留保金勘定残高の合計額を超過する場合に、その超過額の範囲内で本信託契約の一部の解約を行う場合、又は②他の顧客区分管理信託に係る信託財産として信託することを目的として本信託契約の全部又は一部の解約を行う場合のいずれかに該当することを予め受益者代理人が書面により確認した場合には、委託者信用事由が発生している場合を除き、本信託契約の全部又は一部の解約をすることができます。
- (14) 受託者は、経済情勢の変化その他相当の事由により信託目的の達成又は信託事務の遂行が困難となったと認めた場合、又は本信託契約に基づく委託者の義務違反があり、受託者が委託者に対して催告を行ったにも拘わらず、当該催告到達後 1 週間以内に当該違反が治癒されない場合は、委託者及び受益者代理人（受益者代理人が存在しない場合には、委託者のみ）に対し、相当な期間をもってする書面での予告により、受託者を辞任することができるものとします。この場合、受託者は、

辞任によって生じた損害について、その責を負わないものとします。

(15) A号元本受益権は、委託者につき以下のいずれかの事由が生じた場合にのみ行使することができるものとします。受託者に対するA号元本受益権の行使は、受益者代理人が存在する限り、各A号元本受益者がそれぞれ個別に行うことなく、受益者代理人が一括してこれを行うものとします。ただし、他の規定に拘わらず、受益者代理人が顧客預託金の返還等のために必要と判断した場合、A号元本受益権は、当該受益者代理人により、全てのA号元本受益者について一括して行使されるものとします。その場合、受益者代理人は、受託者に書面で通知することにより、本信託契約を終了することができるものとします。

- ① 委託者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始、特定調停手続その他の同等の法的倒産手続の申立てがなされた場合
- ② 外国為替証拠金取引等の業務を行うために必要な許可、認可若しくは免許が失効し、又は取り消されたこと
- ③ 外国為替証拠金取引等の業務の全部又は一部について業務停止命令をうけたこと
- ④ 外国為替証拠金取引等の業務の全部を廃止したこと
- ⑤ 委託者が支払不能、支払停止もしくは債務超過に陥り、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ⑥ 委託者が、本信託契約およびこれに関連する契約に基づく取引に関する委託者の義務の履行能力に重大な悪影響を及ぼす合併、事業譲渡、又は事業の変更もしくは再編成を行った場合
- ⑦ 金融商品取引法第52条第1項若しくは第4項、第53条第3項又は第54条の規定により金融商品取引法第29条の登録を取り消されたとき。
- ⑧ 金融商品取引法第52条の2第1項若しくは第3項又は第54条の規定により法第33条の2の登録を取り消されたとき。
- ⑨ 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。）。
- ⑩ 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けたすべての営業所又は事務所における金融商品取引業等の廃止。⑩において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。⑩において同じ。）をしたとき、又は金融商品取引法第50条の2第6項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
- ⑪ 金融商品取引法第52条第1項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第7号に該当する場合に限り。）を受けたとき。
- ⑫ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）第490条第1項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。
- ⑬ 内閣総理大臣が、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第379条、第448条又は第492条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたとき。

委託者及び受益者代理人は、委託者につき上記各号に定めるいずれかの事由が生じた時は、直ちに受託者に通知するものとします。

- (16) 基本的に、本信託契約に関するA号元本受益者の行為、A号元本受益者を相手方とする委託者又は受託者の行為については、受益者代理人のみがこれを行い又は受益者代理人のみを相手方として行います。
- (17) A号元本受益者がA号元本受益権を行使する場合にそれぞれのA号元本受益者に支払われる金額は、当該A号元本受益権の行使の日における元本換価額（本信託財産（[A号] 元本部分に限ります。）を換価して得られる額をいいます。以下同じ。）に、当該日における顧客区分管理必要額に対する当該A号元本受益者に係る個別顧客区分管理金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別顧客区分管理金額を超える場合には、当該個別顧客区分管理金額）とします。
- (18) 本信託契約は次の場合に終了します。
- ① 上記（15）の規定により、本信託契約が終了したとき
 - ② 契約期間が満了したとき
 - ③ 本信託契約に規定する委託者による表明保証違反の場合の規定又は上記（13）の規定により、本信託契約の全部が解約されたとき
 - ④ 委託者による本信託契約の違反があった場合で、(ア)その違反が重大であるとき、又は(イ)受託者が相当の期間を定めて委託者に是正を求めたにも拘らず当該期間内に是正されなかったとき。ただし、この号の規定に基づく終了は、法令上、許容される場合に限るものとします。
 - ⑤ 下記（1）又は（2）に定めるもののほか、信託法第163条各号に定める事項が発生したとき。
ただし、この号の規定に基づく終了は、法令上、許容される場合に限るものとします。
イ) 受益者代理人が存在しない状態が30日以上継続した場合
ロ) 金融商品取引法その他の法令等の改正により本信託契約の変更が必要な場合で、法令等の改正の施行日までに、第36条に規定される受託者、委託者及び受益者代理人の間での変更の合意に至らなかったとき
- (19) 受託者は、本信託金の管理事務及び本信託財産の保存に必要な事務の履行に関し、善良なる管理者としての注意義務（善管注意義務）を負っていますが、以下の義務は負っていません。
- ① 本信託契約に基づき又はこれに関連して委託者、受益者代理人その他の第三者から受領する通知、報告その他の情報に従って信託業務を遂行すべき場合において、当該通知、報告その他の情報の内容の真実性、正確性若しくは完全性等につき、独自に調査、検証・確認又は検討等を行うこと。
 - ② 委託者（B号元本受益者として行う場合を含みます。）又は受益者代理人の指図に従って信託業務を遂行すべき場合において、当該指図の合理性や、当該指図に従った場合にもたらされる結果につき、独自の検証又は検討を行うこと。
 - ③ 信託業務の遂行に当たり、弁護士、公認会計士及び税理士その他の専門家である第三者に対し助言を求め、又は事務を委託した場合において、当該助言の内容につき自ら精査・検証し、又は事務の遂行状況につき管理・監督すること。なお、受託者は、信託業務の遂行に当たり合理的に必要と考えた場合には、委託者又は受益者代理人の指図を求めることなく、自ら適当

と考える専門家に対し、助言を求め、又は事務の委託を行うことができるものとします。

- ④ 委託者、受益者代理人、受益者又はこれらの代理人が行った行為につき、管理・監督すること。
- ⑤ 顧客預託金のうち、本信託金として信託設定することが必要となる金額を算定すること。

その他、受託者の善管注意義務に関して、以下の規定が適用されます。

- ① 委託者が上記（10）等に定める金銭の追加信託を行わなかったこと、又は本信託契約の定めに従って通知若しくは指図を行わなかったことにより本信託財産に生じた損害について受託者は責任を負いません。
 - ② 受託者は、(i) 受託者が本信託契約に基づく受益者代理人又は委託者の意思決定に従った行為、(ii) 受託者が受益者代理人の承諾を得てした行為、(iii) 受託者が委託先に対し本信託契約に基づく信託事務を委託した行為、(iv) 委託者、受益者代理人、受益者又は委託先の行為、又は(v) 本信託契約において指定されている行為の結果として生じた損害について、法令上、許容される範囲において、責任を負わないものとします。
 - ③ 受託者は、本信託契約に基づく信託事務を処理するにあたり、弁護士、公認会計士その他の専門家の助言を得るときは、かかる助言に依拠した事務処理の結果として生じた損害について、法令上、許容される範囲において、責任を負わないものとします。
 - ④ 受託者は、本信託契約に基づく信託事務の処理に関連して本信託契約の当事者、委託先その他の本信託に関連する者から受領する指図その他の通知がなされるときは、その作成又は内容につき明らかに虚偽と認められる場合を除き、かかる通知に依拠して信託事務を処理することができ、その作成又は内容が虚偽であったことに基づき生じた損害について、責任を負わないものとします。
- (20) 受託者は本信託契約の定め及び受益者代理人の指図等に従い信託事務を履行します。また、受託者は、本信託契約の定めに従い、第三者に対し信託事務を委託することがあります。
 - (21) 受託者は本信託契約の定めに従い委託者に対し信託報酬を請求しますが、本信託財産から収受することもできます。
 - (22) 受託者は委託者、受益者代理人、A号元本受益者、B号元本受益者又はその他何人に対しても、証拠金元本を保証しません。
 - (23) 受託者は、委託者又は受益者代理人による指図、承諾その他の意思決定が遅れたことにより、又は、本信託契約の定めに従い委託者又は受益者代理人の指図を求めることなく信託業務を遂行したことにより、受益者又は本信託財産に損害等が生じたとしても、一切責任を負いません。
 - (24) 受益者代理人は、本信託契約の目的に従い善良な管理者の注意をもって受益者代理人としての義務を履行します。
 - (25) 本信託契約において受益権証書の作成・交付はなされません。
 - (26) 本信託契約の受益権は譲渡又は質入することはできません。
 - (27) 受託者が本信託契約に従って信託事務を遂行することに伴い委託者、受益者代理人又は受益者に対して本信託契約に関連して負担する債務（委託者又は元本受益者に対して負担する損害賠償債務を除く。）の責任財産は本信託財産に限定されるものとし、受託者の固有財産には及ばないものとします。本信託財産が当該債務の履行をするのに不足する場合には、受託者以外の本信託契約の当事者に対する受託者の残存債務は、直ちに消滅するものとします。委託者、受益

者代理人又は受益者は、受託者が本信託契約に従って信託事務を遂行することに伴い委託者、受益者代理人又は受益者に対して本信託契約に関連して負担する債務に係る債権の満足を得るため、本信託財産以外の受託者のいかなる財産に対しても民事執行手続又は民事保全手続に係る申立を行わないものとし、かかる申立を行う権利を放棄するものとし、

(28) 委託者、A号元本受益者及び受益者代理人は、本信託財産につき、倒産処理手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しないものとし、委託者は、B号元本受益者兼委託者として、この規定に同意します。受託者は、本信託の受益権に係る受益債権の全額の支払が完了してから1年と1日を経過するまでの間、本信託財産につき、倒産処理手続開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、また、第三者による申立てに対し参加及び同意しないものとし、ただし、受託者が本項に従うことが、適用法令又は受託者の本信託契約に基づく善管注意義務に違反し、又は違反するおそれがある場合には、この限りでないものとし、

(29) 本信託財産に係る破産手続については、以下の規定が適用されるものとし、

① 破産法第10章の2の規定に基づき、本信託財産につき破産手続開始の申立てがなされた場合、かかる申立ての時点における受益権に係る元本金額相当額を、当該受益権の元本の償還として支払うよう請求する権利が発生し、かつ、直ちにその履行期が到来するものとし、但し、当該申立てが却下された場合には、本①による元本金額相当額の請求権発生の効果及び当該請求権についての履行期到来の効果は生じなかったものとみなします。

② 破産法第10章の2の規定に基づき、本信託財産につき破産手続が開始され、かつ、係属している場合には、適用ある法令に反しない限り、以下の特例に従うものとし、

(i) 委託者又はA号元本受益者は、その有する受益権につき、当該破産手続の開始直前の本信託の計算期日までに現実に発生しており、かつ、支払がなされていない元本償還請求権及び収益配当請求権を受益債権として、当該破産手続に参加することができます。

(ii) 上記(i)の規定に拘わらず、受託者の本信託財産を交付する債務(上記(i)に定める委託者又はA号元本受益者に対する債務に限られないが、信託法第2条第9項に定める信託財産責任負担債務に限ります。)の効力は、以下一から四までに定める優先順位の最も高い項目を除き一旦停止され、以下一から四までに定める優先順位の高い項目の支払(配当、寄託を含みます。)が完全に行われることを停止条件として効力を生じます。また、上記(i)に定める受益債権の金額については、本(ii)による停止条件が成就した時点における本信託財産の金額を上限としてのみ生じるものとし、

- 一 信託報酬、公租公課、送金手数料その他諸費用を本信託財産から支弁し、又は必要額を受託者に留保します。
- 二 返還可能額のうち各顧客のA号元本受益権相当額の合計を受益者代理人に交付します。
- 三 受益者代理人は遅滞なく各顧客のA号元本受益権相当額を当該顧客の指定する預貯金口座に振り込みます。
- 四 受託者は、返還可能額から各顧客のA号元本受益権相当額の合計を控除した後、さらに残額がある場合、当該残額を委託者に交付します。但し、受託者は、委託

者の当該残額請求権と受託者が委託者に対して有する債権(受託者の固有財産に属する債権であるか本信託財産に属する債権であるかを問わない。)を対当額で相殺することができるものとします。

(iii) 本信託契約のうち本信託契約が終了した場合に本信託財産を交付する旨の規定は、当該破産手続終了後の残余財産(もしあれば)についてのみ、かつ、当該破産手続の終結後に限り、適用します。

③ 委託者又はA号元本受益者に対し、上記②(ii)の規定により効力を生じていない債務に係る支払がなされた場合には、かかる支払を受けた委託者又はA号元本受益者は、直ちに受領した金員を受託者に返還するものとします。

(30) 信託法第149条第2項及び第3項に拘わらず、本信託契約は、委託者、受託者及び受益者代理人(受益者代理人が存在しない場合は、委託者及び受託者)の書面による合意によってのみ変更されるものとします。但し、金融商品取引法その他の法令等の改正その他やむを得ざる事情により必要が生じた場合は、受託者は委託者及び受益者代理人と協議の上、本信託契約を変更することができるとともに、委託者は、受託者と協議の上、受益者代理人の同意を得て、かつ受託者との合意をもって、本信託契約を変更することができます。なお、本信託契約の変更に関連して受託者が負担する費用(弁護士報酬を含みます。)は諸費用として、本信託契約に従い、委託者又は本信託財産から支払われるものとします。

(31) 本信託に関して受託者が行う公告については、法令に別段の定めがある場合を除き、日刊工業新聞に掲載して行うものとします。

(別紙 1)

定義集

以下の用語は、本概要において、以下に定める意味を有するものとします。

委託者信用事由：本概要（15）各号に掲げる事由

A 号元本受益者：本概要（2）に規定する A 号元本受益権に係る受益者

顧客：本信託設定日以降（当日を含みます。）本信託の終了日（当日を含みます。）までの期間において、委託者に対して顧客預託金返還請求権を有する又は取得する委託者の顧客

顧客区分管理必要額：内閣府令第 143 条の 2 第 1 項第 6 号に定める顧客区分管理必要額

顧客預託金：委託者の顧客が委託者の外国為替証拠金取引約款・規定集に従った外国為替証拠金取引に関して委託者に預託した証拠金その他の保証金

個別顧客区分管理金額：内閣府令第 143 条の 2 第 1 項第 6 号に定める個別顧客区分管理金額

受益者：A 号元本受益者及び B 号元本受益者

諸費用：本信託の信託事務の処理に関連して発生した損害等、受益者代理人に係る費用、第 20 条の規定に基づく信託事務の委託に係る費用その他の諸費用

信託報酬留保金勘定：本信託契約に係る信託報酬並びに公租公課及び諸費用を保管するための勘定

信託目的：本概要表記要項に「信託の目的」として記載している事項

損害等：損害、損失、費用（合理的な範囲の弁護士、会計士、税理士、監査法人等の報酬及び費用を含みます。）又は責任（第三者からの請求によるものを含みます。）

倒産処理手続：破産手続又は再生手続その他法令上適用のありうる倒産処理手続（将来、新たに制定され、又は本信託財産に適用される手続を含みます。）

当初信託元本：本概要表記要項記載の当初信託元本

内部管理統括責任者：社団法人 金融先物取引業協会の規程に従い委託者が内部管理責任者として届

け出ている者

B号元本受益者：本概要（2）に規定するB号元本受益権に係る受益者

弁護士等：内閣府令第143条の2第1項第2号に定める弁護士等

本信託：本信託契約に基づいて設定される信託

本信託金：本信託契約の定めに従い委託者が受託者に対して信託した金員

本信託契約：平成22年1月7日付株式会社FXトレード・フィナンシャル、DB信託株式会社及び田中昭人との間の顧客区分管理信託契約

本信託契約締結日：本信託契約を締結する日

本信託財産：本信託に係る信託財産

本信託設定日：本信託が設定される日

(参照条文)

信託法第2条第9項

この法律において「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう。

信託法第34条

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産（第三号に掲げるものを除く。） 当該信託の登記又は登録

二 第十四条の信託の登記又は登録をすることができない財産（次号に掲げるものを除く。） 次のイ又はロに掲げる財産の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 動産（金銭を除く。） 信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができる状態で保管する方法

ロ 金銭その他のイに掲げる財産以外の財産 その計算を明らかにする方法

三 法務省令で定める財産 当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの

2 前項ただし書の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる財産について第十四条の信託の登記又は登録をする義務は、これを免除することができない。

信託法第 39 条

受益者が二人以上ある信託においては、受益者は、受託者に対し、次に掲げる事項を相当な方法により開示することを請求することができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 他の受益者の氏名又は名称及び住所

二 他の受益者が有する受益権の内容

2 前項の請求があったときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が不適當な時に請求を行ったとき。

三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

五 請求者が前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による開示によって知り得た事実を利益を得て第三

者に通報したことがあるものであるとき。

- 3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

信託法第 149 条

信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意
- 二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

- 3 前二項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者による受託者に対する意思表示によってすることができる。この場合において、第二号に掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。

- 一 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者
- 二 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者

- 4 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- 5 委託者が現に存しない場合においては、第一項及び第三項第一号の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、受益者に対し」とする。

信託法第 150 条

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は受託者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。

- 2 前項の申立ては、当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしてしなければならない。
- 3 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。
- 4 第一項の申立てについての裁判には、理由の要旨を付さなければならない。
- 5 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。
- 6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

信託法第163条

信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。

- 二 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。
- 三 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。
- 四 受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- 五 信託の併合がされたとき。
- 六 第六十五条又は第六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- 七 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- 八 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- 九 信託行為において定めた事由が生じたとき。

信託法第165条

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

- 2 裁判所は、前項の申立てについての裁判をする場合には、受託者の陳述を聴かなければならない。
- 3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。
- 4 第一項の申立てについての裁判に対しては、委託者、受託者又は受益者は、即時抗告をすることができる。
- 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

オートFX利用規約

第 1 条（目的）

この規約（以下「本規約」という。）は、株式会社FXトレード・フィナンシャル（以下「当社」という。）が、お客様に提供するサービス「オートFX」によるシステム取引（売買タイミングをプログラム化し、その売買シグナルに従って機械的に売買する自動売買取引手法をいい、以下【オートFX】という。）に関するお客様と当社との間の権利及び義務に係る関係を明確にすることを目的とし、お客様は以下の規定に合意するものとします。

2. お客様は【オートFX】の利用に際して、本規約の他、「店頭外国為替取引説明書」（「外国為替取引約款」（以下「取引約款」という。）」、「インターネット取引規則」及びその他付属添付書類を含む。）を確認し、その他当社の規程、法令・諸規則の定めに従うものとします。

第 2 条（利用者）

当社に「外国為替取引口座」を開設し、オートFX専用の「オートFX口座」を有効化されているお客様のみ【オートFX】を利用することができます。

第 3 条（システムの提供者）

お客様は、当社が契約する【オートFX】のシステムの提供者（以下「システム提供者」という。）が提供するシステムを利用するものとします。

第 4 条（手数料）

【オートFX】の利用及び取引に関する手数料は無料です。

第 5 条（利用制限）

お客様は、お客様ご自身で、当社に対して外国為替証拠金取引を行うためにのみ【オートFX】を利用し、それ以外の目的で利用してはならないものとします。

2. お客様は、第三者に対して、当社の事前の許可なく無断で【オートFX】の全部又は一部を販売、譲渡、賃貸、賃借、配布、輸出、輸入したり、間接か直接かを問わず、その仲介者や提供者となったり、【オートFX】の全部又は一部に関連する権利を付与したりしてはならないものとします。

第 6 条（知的財産権）

【オートFX】に関する知的財産権は、当社が契約する「システム提供者」に帰属します。

第 7 条（免責事項）

次に掲げる事項により生じるお客様の損害について、当社及び「システム提供者」は免責されるものと

します。

- a. 通信回線及びシステム機器等の瑕疵、又は障害（天災地変等不可抗力によるものを含みます）、通信速度の低下、又は通信回線の混雑、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等によって生じた損害。
- b. お客様の誤発注により生じる損害。なお、誤発注にはシステムの選択を誤ったことにより発注されたものも含まれます。
- c. 正常に受託した取引注文の執行不能、誤執行、又は執行遅延、当社及び「システム提供者」のシステムメンテナンスにより、【オートFX】が利用できないことによって生じる損害。
- d. 【オートFX】の利用に際し、お客様に直接的又は間接的な損害（ハードウェアの破損等、本ソフトウェア以外のソフトウェアの破損等を含む。）が発生した場合であって、当社に故意又は重大な過失がない場合。
- e. 【オートFX】の利用による取引注文後、当該取引注文に係る約定結果等を確認しなかったことによる損害。
- f. 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、【オートFX】の利用が遅延し、又は不能となった場合。
- g. お客様が届出事項を変更したにもかかわらず、当社へ変更の届出をしなかったことにより損害が生じた場合。
- h. 【オートFX】で提供する情報（株式会社インディ・パが「オートFXプレミアムラウンジ利用規約」に合意した会員に対して提供する情報等を含む。）につき、誤謬、欠陥、遅延があった場合。
- i. 取引約款その他諸規程に免責事項として定める損害。

第 8 条（その他）

【オートFX】は「システム提供者」より当社が提供を受け、お客様に提供しているサービスであるため、「システム提供者」及び当社が当該サービスの提供を休止、又は廃止した場合、お客様は【オートFX】のご利用を継続できなくなります。この場合、【高速FX】でのお取引を継続していただくこととなります。

2. 当社営業時間外、当社取引システムや「システム提供者」での障害発生時に配信された売買シグナルの取り扱いについては、当社営業時間の再開、当社取引システムや「システム提供者」の障害復旧時にシステム取引に基づき既に出されている決済注文のみを再配信することとします。

3. 本規約は予告なしに変更される場合があります。また、本規約は当社ホームページに掲載します。

（平成 22 年 8 月 26 日制定）

オート FX プレミアムラウンジ 利用規約

第1条（定義）

本規約において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとします。

1. 「本件サイト」とは、インディ・パ株式会社（以下「当社」といいます）が製作、提供する web サイト『オート FX プレミアムラウンジ』をいいます。
2. 「会員」とは、本規約に同意の上、株式会社 FX トレード・フィナンシャル（以下「FXTF」といいます）が発行するログイン ID 及びパスワードに基づき本件サイトの情報を入手する個人をいいます。
3. 「サービス」とは、本件サイトにおいて当社が提供する会員向けの各種サービスをいいます。
4. 「本規約等」とは、本規約、本件サイト上に記載される他の規約、ガイドライン等の総称をいいます。
5. 「オート FX ランキング」とは、オート FX で提供されるストラテジーの取引実績を本件サイトに掲示するサービスをいいます。
6. 「賞金、賞品」とは、本件サイト内で開催される各種プレゼントキャンペーンにおいて会員に提供する現金、商品、サービスをいいます。
7. 「トレード情報」とは、当社がオート FX より取得したストラテジーに基づく売買情報およびコメントをいいます。

第2条（会員）

1. 会員は、当社が提供するサービスを利用する資格を意味するものであり、実際の投資を行うための資格ではありません。
2. 会員は、当社が定める条件に従って、本件サイトにおいて各サービスを利用することができます。ただし、別途各サービス毎の規約、契約書面等により定める事項の登録を必要とする場合があります。
3. 会員は、会員としての地位およびサービスの利用により当社に対して取得した一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできません。

第3条（本規約）

本規約は、すべての会員に適用され、本規約同意時および同意後に遵守いただく規約です。

第4条（会員登録手続）**1. 会員資格**

本規約に同意された個人は、会員としての資格を有します。なお、過去に会員資格が取り消された方や当社が相応しくないと判断した方からの本件サイトへのログインについてはお断りする場合があります。ログインを拒否されたことに関して発生したあらゆる事態に対し、当社では一切の責任を負わず、当該のログイン拒否に関する理由等の説明や公開の義務を負わないものとします。

2. 会員情報の入力

ログインの際には、FXTF より付与された ID 及びパスワードを正確に入力してください。当社は次の各号に該当する場合、ログイン停止または削除の処理を行う場合があります。

- I. 公序良俗に反する行為
- II. 他の会員及び第三者のプライバシーを侵害する恐れのある行為
- III. その他当社が不適切と判断した場合

第5条（ID およびパスワードの管理）

ID およびパスワードは、他人に知られることがないように定期的に変更する等、会員本人が責任をもって管理してください。入力された ID およびパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、会員による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により会員以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について当社は一切責任を負いません。

第6条（本件サイト利用料）

会員が本件サイトを利用するに当たっては、無償で利用することができます。

第7条（会員の退会）

会員がオート FX の口座を閉鎖した場合、または FXTF の顧客ではなくなった場合には、会員の資格を喪失するものとします。

第8条（免責事項）

1. 当社のサービスは、本件サイトという Web サイトとしてその時、有る姿でしか提供しておりません。本件サイトは、本件サイトの運営、または本件サイトに掲載されている情報、コンテンツ、素材、商品に関し、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、いかなる種類の表明も保証もいたしません。お客様は、ご自分の責任で本件サイトをご利用になることに明示的に同意されたものとみなされます。

2. 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他当社のサービスに関して会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、当社のウェブページ・サーバ・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピューター・ウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証いたしません。
4. 当社は会員に対し、適宜情報提供やアドバイスを行うことがあります。それにより責任を負うものではありません。
5. 会員が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
6. 会員は、当社のサービスに関して、FXTFが何らの責任も負わないことを確認し、FXTFに対し何ら請求をしないことを承認するものとします。

第9条（禁止事項）

本サービスの利用に際して、次の各号の行為を行うことを禁止します。

1. 法令または本規約等に違反すること
2. 当社、出品者、他の会員およびその他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねること（当社より提供される全てのプログラムの、バックアップ目的を除く複製、改変、及びリバースエンジニアリング等の行為は当然に本号に該当します）
3. 虚偽の投資情報を本件サイトにて流出する行為を行うこと
4. 他の利用者その他の第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為を行うこと
5. 虚偽の情報を入力すること
6. 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込むこと
7. 当社のサーバその他のコンピュータに不正にアクセスすること
8. ID およびパスワードを第三者に貸与・譲渡すること、または第三者と共用すること
9. 同一または類似した内容を繰り返し掲示し、サービスの円滑運営を妨害する行為を行うこと
10. 本件サイト上で広告または宣伝物を掲示する行為を行うこと
11. 政治的活動行為を行うこと
12. その他、当社が不適切と判断する行為を行うこと

第10条（クッキー（cookie）等について）

1. 当社は、会員として本件サイトにアクセスしたことを認証するため、会員のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他会員に最適のサービスを提供するために、会員が当社のサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯電話端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー（cookie）の技術を使用して会員のアクセス履歴等に関する情報を収集します。
2. 会員が会員としてサービスを利用するためには、前項を承諾し、クッキーを受け付けることが条件となります。したがって、ブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、会員としての各サービスの利用ができませんのであらかじめご了承ください。

第11条（会員情報の取扱い）

1. 当社は、当社のプライバシーポリシーに従い、個人情報を取り扱います。
2. 当社は次の各号に該当する場合を除き、会員の同意なく、個人情報を第三者に開示又は提供しないこととします。
 - I. 法令に基づく場合
 - II. 裁判所又は行政機関の求めにより、個人情報を提供することが適当であると認められる場合
 - III. 公衆の生命、身体又は財産の保護のために、個人情報を提供することが適当であると認められる場合
 - IV. その他、社会通念上、個人情報の開示又は提供が相当と認められる場合

第12条（送信コンテンツの取扱いについて）

会員が本件サイトをご利用するにあたって、当社に対して送信したおすすぬ文、レビュー、コメント、質問、トレード情報その他の一切のコンテンツ（以下「送信コンテンツ」といいます）の取扱いにつき、次のとおりとします。

1. 送信コンテンツの著作権は、当該送信コンテンツを送信された本件サイト利用者に帰属します。本件サイト利用者は、送信コンテンツがそのオリジナルな創作物であり、この中に第三者の著作権その他の権利が関わらないことを保証されているものとします。ただし、例外的に必要な場合、送信コンテンツ中に第三者の著作物等が含まれる場合、本件サイト利用者の責任と負担において、本項を実現するのに必要な権利処理をされることを前提かつ保証事項とさせていただきます。当社は当該権利処理の必要の有無の判断をする義務を負いません。
2. 本件サイト利用者は当社に対し送信コンテンツを送信することにより、当該送信コンテンツを、当社が自由に複製、公衆送信、翻訳・翻案等、著作権法上のあらゆる利用を行うことを何らの制限なく許諾し

たものとし、当社から第三者に対する再利用許諾権限を含みます）。この利用行為について、地域の制限、著作権表示義務その他の付随条件はなく、期間は送信コンテンツの著作権が存続する限りとし、ロイヤルティ等の対価は発生しません。また、この利用行為に関して、本件サイト利用者は著作権法上の著作人格権（公表権・氏名表示権・同一性保持権）の主張を行わないものとし、この利用行為が本件サイト利用者の名誉・声望を毀損する場合は除きます。

3. 本件サイト利用者の公開掲示物によって法令上利益の侵害を根拠に他の会員または第三者が当該本件サイト利用者または当社に対し民事的処置を取ると同時に法的処置と関連した掲示物の削除を要請した場合、当社は法的処置の結果があるまで関連掲示物についてアクセスを暫定的に制限できるものとし、

第13条（サービスの中断・停止等）

当社は、サービスを常に良好な状態でご利用いただくために、システムの定期保守や緊急保守を行う場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当社が判断した場合、会員のセキュリティを確保する必要が生じた場合、その他必要があると判断した場合には、事前に通知することなく、サービスの全部または一部の提供を中断または停止する等の必要な措置を取ることができるものとし、この場合に会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとし、

第14条（プレゼントキャンペーン賞品の提供）

1. 本件サイト内で開催される各種プレゼントキャンペーンにおいて、当社規定の基準を満たす会員に対し賞品を提供するものとし、
2. 賞品の提供は、各種プレゼントキャンペーン毎に表示される本件サイト内の表示に基づき行います。

第15条（特定会員の利用停止・会員資格取消）

当社は、特定の会員が次の各号に該当すると判断した場合には、事前に通知することなく当該会員によるサービスの利用停止、当該会員のIDおよびパスワードの変更、当該会員の会員資格の取消または消滅を行うことができるものとし、これにより会員に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとし、

- I. 会員に法令や本規約等に違反する行為があった場合
- II. 会員にサービス利用に関して不正行為があった場合
- III. 一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなど会員のセキュリティを確保するために必要な場合
- IV. その他当社が適当と判断した場合

第16条（損害賠償）

会員は以下の事項も承認するものとし、

1. 会員が故意または過失によって相手に損害を負わせた場合に賠償する責任があります。
2. 会員が本規約の規定に違反し、第三者に損害を与えた場合、該当会員は第三者の損害に対し賠償するものとし、当社は、これに起因して生じた会員、または第三者の損害につき責任あるいは賠償責任を負わないものとし、

第17条（サービスの変更・廃止・仕様変更など）

当社は、その判断によりサービスの全部または一部を適宜変更・廃止できるものとし、また、本規約に定める内容や本サービスの仕様等について変更または修正等を行う場合には、当社における事前の本件サイトにおける告知による通知をもって行うことができるものとし、

第18条（準拠法、合意管轄）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。